

# 自治体コース講義 資料

## 養護者による障害者虐待の 防止と対応①

障害者虐待の防止に向けた取組  
障害者虐待の早期発見に向けた取組

野村 政子  
東都大学ヒューマンケア学部

1

### 2 虐待の早期発見・早期対応

- ・問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要
- ・通報義務の周知(国・地方公共団体のほか保健・医療・福祉・使用者等の関係者も早期発見に努める)
- ・地域組織との協力連携、ネットワークの構築等によって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整える

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

6

### 養護者による障害者虐待の防止と対応 ①

**獲得目標**  
障害者の安いで自立した生活のための虐待防止と早期発見に向けた取組と養護者支援の考え方を理解する。

**内容**  
1 障害者虐待防止と早期発見に向けた取組  
2 養護者支援

※養護者：障害者を現に養護するものであって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの、身辺の世話を身体介助、金銭の管理を行っている家族、親族、同居人など該当する。同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族、知人等が養護者に該当する場合がある。経済的虐待については養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれる(手引き3ページ)。

2

### 3 障害者の安全確保を最優先する

- ・障害者の生命に関わるような緊急的な事態では一刻を争う
- ・障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合がある
- ・緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となる

組織的決定に基づき迅速かつ適切な対応をする

7

### 障害者虐待防止等のスキーム

(厚生労働省  
「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

【養護者による障害者虐待】  
市町村の責務：相談等、居室確保、連携確保

```

    graph LR
      A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]
      B --> C[① 専断確認(立入調査等)]
      B --> D[② 措置(一時保護、後見審判請求)]
  
```

3

### 4 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

- ・本人の自己決定を支援する視点が重要
- (法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすること)
- ・虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちだが、養護者が何らかの問題を抱えていることがあり、それが複合・連鎖的に作用し虐待に至っているという構造的な問題把握が重要。
- ・このような場合、一時的ななかわりでは改善が望みにくいため、障害者の安全確保を最優先としつつ、積極的に養護者支援を展開していくことが求められる

養護者支援の視点が重要一関係機関との連携が必要

8

### 【はじめに】障害者虐待の防止に向けた 基本的視点

- 1 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- 2 虐待の早期発見・早期対応
- 3 障害者の安全確保を最優先する
- 4 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- 5 十分な情報収集と正確なアセスメント
- 6 関係機関の連携・協力による対応と体制
- 7 十分な説明と見直しを示す

手引き18ページ

4

### 5 十分な情報収集と正確なアセスメント

- ・障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な情報収集が大切
- ・組織としての正確なアセスメントが的確な判断につながる。(地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要)
- ・個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従って取扱われるため、個人情報保護担当部局と連携を図り、相談記録や関係機関から収集する情報の取扱い等についてルールを定めておくことが必要

日頃の備え・自治体組織内の連携・関係機関との連携

9

### 1 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- ・虐待が発生してからへの対応よりも未然に防止することが最も重要
- ・住民や関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図る
- ・障害者やその家族等が孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築する
- ・養護者の負担軽減を図る(必要な福祉サービスの利用を促進する等)

住民や関係者と協力して支援ネットワークをつくる

5

### 6 関係機関の連携・協力による対応と体制

- ・障害者虐待の発生には、様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援に当たっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要
- ・そのため、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要

日頃の備え・自治体組織内の連携・関係機関との連携

10

7 十分な説明と見通しを示す

- ・市町村は、養護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういった支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切
- ・障害者と養護者の双方に対して、市町村の考え方を十分に伝え、また、障害者や養護者等と一緒に考えながら、今後の展望や障害者と養護者がすべきことを提示することが必要

**障害者の安全確保が最優先**  
障害者の自己決定の支援と養護者の支援

11

養護者支援

- ・常に、養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する。(介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じている。)
- ・家族のこれまでの生活歴や人間関係を理解する。  
家族関係の悪循環→家族の強みを見出す

16

1 障害者虐待の防止に向けた取組

- ・虐待を未然に防ぐための取組が重要
- ・虐待を未然に防ぐための体制整備が必要

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

- ・住民の理解
- ・顕在化する前に虐待の芽に気付く
- ・広報・啓発: 障害者虐待防止法の内容、  
障害者の権利擁護、障害に関する正しい理解

手引き35ページ

12

養護者支援

- ①養護者との間に信頼関係を構築する。
- ②家族関係の回復・生活の安定
- ③養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、  
ねぎらう。
- ④養護者への専門的な支援

- ・障害者と養護者の支援を別の担当(チーム)で行う。
- ・養護者支援を担当するチームにつなぎ、協働する。

17

住民の理解と協力を得る

【地域の特性】

- ・地域住民の生活は対象者別に切り分けられて存在するのではなく、総体として営まれている。
- ・住民とともに障害者虐待防止を通じて地域全体の幸せを考えるという発想

※児童虐待、高齢者虐待の担当部局との連携  
(住民が相談しやすくなる。住民の協力を得やすくなる。)

※自治会・町内会、民生委員・児童委員との連携

13

1 障害者虐待の防止に向けた取組

(3) 虐待防止ネットワークの構築

【連携協力体制の整備】

- ・市町村(第35条)、都道府県(第39条)
- ※ネットワーク構築には地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業が活用できる。

18

地域共生社会の実現に向けた取組と  
包括的な虐待防止

・「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。」(ニッポン一億総活躍プラン 2016年6月2日閣議決定)

上掲計画

- ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(厚生労働省 2017年12月12日)

【計画に盛り込むべき事項】

「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方」

14

機能別の三つのネットワーク(例)

19

1 障害者虐待の防止に向けた取組

(2) 養護者支援による虐待の防止

- ・家族全体の状況からその家族が抱える問題を理解する。
- ・リスク要因を有する家族には、その要因を分析し適切な支援を行う。

15

場・展開領域別の三つのネットワーク

- ・高齢者虐待、児童虐待、障害者差別解消支援地域協議会などとの連携を考慮

- ①自治体組織内の連携ネットワーク

※社会福祉法: 地域共生社会実現のための取り組み  
市町村における包括的な支援体制  
重層的支援体制整備事業(令和3年度~)

【地域福祉計画】(福祉分野の上位計画)

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援
- ・全庁的な体制整備

20

## 場・展開領域別の三つのネットワーク

②地域における関係機関との連携ネットワーク  
・ネットワーク会議、事例検討

※養護者支援と関係機関(例)

- ・養護者の介護の知識が不十分:相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
- ・養護者が高齢で支援が必要:地域包括支援センター、介護支援専門員
- ・養護者の疾病:医療機関、保健所、保健センター
- ・経済的な困窮、多重債務等借金の問題:自立相談支援機関、弁護士、司法書士
- ・地域における孤立:民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団体、社会福祉協議会

21

- 1 事実確認調査不要・虐待ではないと判断した理由  
・相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満とする回答が多く見られた。  
⇒訴えの背景に見逃していることがないか?
- 2 虐待の判断に至らなかった理由  
・被虐待者等の聞き取りから、虐待と判断するに足る情報を得られなかったとする回答が多く見られた。  
⇒必要な情報を入手するよう努める!継続的な支援を!
- 3 初動対応を協議する際に管理職が参加した事例が約8割、虐待の有無の判断では約7割にとどまった。  
⇒手引き48、56頁:管理職の参加・組織的な決定

社会福祉審議会障害者部会第127回(R4.4.18)資料2より

26

## 場・展開領域別の三つのネットワーク

③地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク

・住民の理解と協力→早期発見につながる

・広報・啓発活動の工夫

例:一方的な情報提供→双方向性

専門職と住民の協働の場

ケア会議

ワークショップ



22

障害者の権利を守るために  
自治体の組織内において職員同士が連携・協力し、  
住民や様々な関係機関・関係者と協働で  
だれもが安心して暮らせるまちづくりを  
進めましょう!

ご清聴ありがとうございます



27

## 2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(1) 通報義務の周知

・障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない(第6条)

・虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない(第7条第1項)

・市町村:住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、早期発見につなげることが重要

・障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要



23

## 2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(2) 早期発見に向けて

・不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さない。

・市町村において、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応(介入)ネットワークを構築することが重要。

・虐待として顕在化する前に、前兆としての差別や不当な扱い等の虐待の芽に気が付くことも大切。

・発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報する。

・通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならない(第8条)。通報者の秘密が守られることについても十分に周知する。

24

## 【課題】市区町村間で生じている 対応のばらつき

1 事実確認調査を行った件数の割合

事実確認件数/相談等件数(都道府県別)

96% ⇔ 48%



2 虐待と判断した件数の割合

虐待判断件数 ⇔ 相談等件数(都道府県別)

54% ⇔ 10%



「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査(令和2年度分)」より  
H28年度～R2年度の5か年分を合計し比較

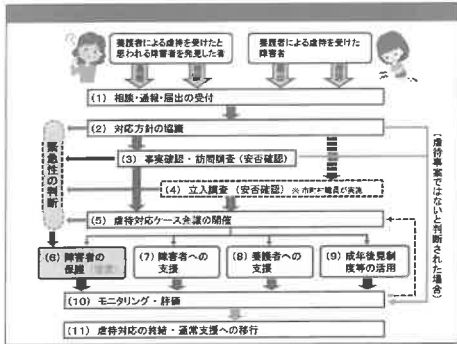


25

# 養護者による障害者虐待が 発生した場合の対応

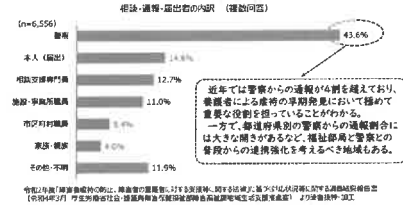
谷口 泰司  
関西福祉大学 社会福祉学部

1



2

## 参考) 市区町村の対応状況



「障害者虐待事案通報票(P.47)」は「例外なく」通報として扱う

6

## (2) 対応方針の協議 (P.48-50)

### ① 初動対応の決定

- 受付記録を根拠とした客観的・組織的(コメンター招集)な判断
- 夜間や休日に際しても直ちに対応できる体制整備は必須
  - ✓ 事実確認方法・日時等の決定
  - ✓ 事実確認後の対応協議(コメンター会議)日程の決定
  - ✓ 関係機関への連絡・情報提供依頼等の今後の方針の決定
  - ✓ 職員の役割分担等の決定

なお、(1) 受付の時点で、緊急対応の必要が明らかでない場合は、当該協議や受付記録作成の手順を踏むことなく、受付者が担当部署の管理職等と交え検討し、判断並びに行動を起こすべきことは言うまでもない。

### ※ 通報者への対応

通報者からの事後の問い合わせ等については、市区町村の守秘義務(個人情報については報告できない等)について理解を求めていく。

7

## (1) 相談・通報・届出の受付 (P.43-48)

### ① 受付体制の整備

- 虐待発見者や障害者本人が、必ずしも虐待対応窓口へ通報・届出等を行うとは限らないため、いずれの部署であっても、迅速に(直ちに)虐待対応窓口へ伝達される体制整備が重要となる。
  - 後述する内容を的確に記録するためには、全ての部署が詳細を聞き取ることは現実的ではない、しかしながら、切迫した状況その他の場合で、折り返し連絡できないことも想定されるため、
    - ✓ 虐待対応窓口への転送(電話等の場合)
    - ✓ 虐待対応窓口担当者が出向くこと(庁舎等訪問の場合)
- 等について、全ての部署が理解しておくことが求められる。

「後ほど連絡します」は禁句(初回接触時の不信感等は致命傷)

3

## (2) 対応方針の協議 (P.48-50)

### ② 緊急性の判断にかかる留意点

- あくまでも「障害者本人の安全確保」が最優先
    - ✓ 障害者支援・養護者支援は必ず別々の責が担当
    - ✓ 同性職員による対応に配慮(特に性的虐待が疑われる場合等)
- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 緊急性あり | 状況を現認のうえ、直ちに安全確保のための対応 |
| 緊急性なし | その後の調査方針・担当者等の決定       |
| 情報不足等 | 障害者の安全が確保できるまで引き続き調査   |
- 緊急性がある(疑いを含む)と判断された場合は、その後の「(4) 立入調査権」の行使、「(6) 措置権の発動」による緊急保護までを想定した指示を下す必要がある(迅速訪問を行う時間的余裕はない)。

「福祉・障害は特別」ではない! ← 利益相反状態時の対応

8

## (1) 相談・通報・届出の受付 (P.43-48)

### ② 24時間対応の体制整備

- 虐待にかかる通報等は平日の日中に寄せられるとは限らない。
- 夜間や休日に際しても直ちに対応できる体制整備は必須

### ③ 受付記録の共通化・適正化

- 通報等に関する内容を的確に記録することが、その後の動きを左右するため、経験年数を問わず、窓口担当職員が的確に記録するための研修や記録様式の周知徹底が求められる。
- ✓ 客観的な事実・情報に基づき、主観的な見解を付記するが、客観的な事実・情報は、非言語領域に少なからず存在するという認識が必要

「〇〇です」と話した時の声の震え・表情等に真実がある

4

## (3) 事実確認・訪問調査 (P.51-57)

### ① 迅速な対応と多角的な情報収集

- 「(2) 対応方針の協議」時の方針に基づき迅速に対応
  - 「訪問」による事実確認と可能な限り多方面からの情報収集
    - ✓ 虐待は重大な人権侵害であるという意識の共有
    - ✓ 休日・夜間でも対応可能な体制の整備
    - ✓ 現認した状況に加え、障害福祉サービス事業者・民生委員等からの多角的な情報収集 → 背景・要因分析等に必要
- (確認すべき項目)

虐待の状況・障害者の状況・養護者の状況・障害者と養護者の関係・障害福祉サービス等の利用状況 など

「〇時間以内」ではない! → 「直ちに対応」という意識

9

## (1) 相談・通報・届出の受付 (P.43-48)

### ④ 警察との連携の確保

- 障害福祉サービス未利用者・障害手帳及び年金手帳等の未所持者については、市町村にこれら障害者及び家族との接点がなく、警察からの情報は極めて有効なものとなる。

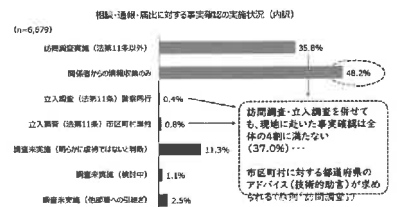
### ⑤ 個人情報保護と障害者の尊厳の保持

- 個人情報保護に関して誤った認識を持つ市町村(職員)が皆無であるとは言えない。
  - 個人情報保護の例外規定の適用の前提として、当該情報が「虐待」という最も重大な人権侵害にあたるものという認識を共有することが重要

「誰を向いて」「何を大事に」業務を遂行するかが問われる

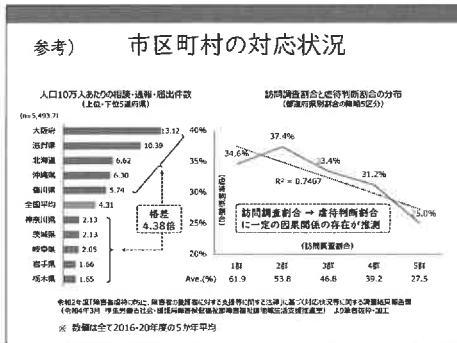
5

## 参考) 市区町村の対応状況



市町村(11市)警察未利用、警察未実施(特に24時間対応ではない情報)に関する調査結果報告書(令和2年度) 株式会社福祉総合研究所(調査対象: 全国の市町村) 調査実施年度: 令和2年度

10



11

### 参考) 訪問は様々な関係のはじまり

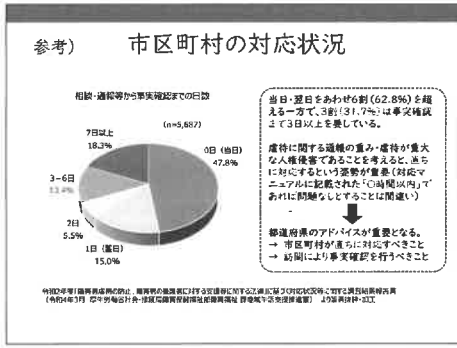
良好な関係が育ちやすくなる要因として見られる点、他の事業でも連携・協働し、解決の糸口が見えない状況でも考えられること。

【市区町村に求められる視点等】

- ① 関係機関・住民との関係構築  
→ 直接からの早期発見・通報の協力依頼
- ② 通報はメッセージであり関わりへのチャンス  
→ 通報は「何故か」「何とかならない」というメッセージであり、虐待があるか否かに関わらずの対応が必要
- ③ 迅速な訪問  
→ 受け手(行政)の10分という長さは、当事者にとってはその何倍もの長さとなる。  
→ 被害確認しなくては自害の状況は如何かわからない(解決に向かわない)

これらの積み重ねが、結果的に虐待の早期発見・未然防止、不適切な関わりへの進行・悪化の防止等につながる。

16



12

### (4) 立入調査 (P.57-63)

① 決定時の留意点・警察との連携

立入調査が必要と認められる状況とは、  
「緊急性・重大性がある」とともに、**養護者の協力が得られない場合**、  
「管理職が出席している会議での検討が済んだ決断を経ることが必要」

養護者の協力の有無は法的要件ではない。

第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により被害者の生命又は身体に重大な危害が生じていると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第12条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に差し支えがあると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めようとする。

「～できる」ではなく「～しなければならない」という姿勢

17

### (3) 事実確認・訪問調査 (P.51-57)

② 訪問調査時の留意事項

(原則)

- ・ 信頼関係に基づく訪問
- ・ 複数職員による訪問 (客観性の担保・危険回避・同性支援等を考慮)
- ・ 健康面への配慮 (医療関係者の同行・オンラインによる診断・状況把握等)
- ・ 十分な説明 (職務・調査事項・障害者の権利等)
- ・ 障害者・養護者のプライバシーへの配慮
- ・ 柔軟な調査技法の活用 (状況判断に応じた対応ができるように準備)

(緊急時における例外)

- ・ 深刻な虐待で、障害者を緊急に保護する必要がある場合には、いかなる理由があろうとも(養護者との信頼関係が崩壊その他)、毅然とした対応が必要

13

### (4) 立入調査 (P.57-63)

② 調査時の留意点

- ・ 立入調査は市町村職員のみが可能
- ・ 客観的かつ総合的な状況把握
- ・ 事態が深刻である場合には、措置権の発動による緊急保護の実施
- ✓ 養護者等への事前通告は不要
- ✓ 器物損壊(ドアを壊して入室等)は認められないため、確実にドアを開けてもらう手順を講じる。
- ✓ 障害者の状況と意向等の確認が最優先であるとともに、居室の様子等を含め、総合的な判断が得られるための情報を把握
- ✓ 措置権発動による緊急保護時においては、養護者の同意は不要

立入調査に至る状況では、その後の対応も想定しておく

18

### (3) 事実確認・訪問調査 (P.51-57)

③ 介入拒否時の対応

最終的には「いかなる理由があろうと見捨てる」という姿勢

- ✓ 関係機関・養護者の知人・地域の関係者からのアプローチを含め、養護者の抵抗感の少ない方法による訪問方法を検討するが、最終的には「(4)立入調査」の権限発動を視野に入れる。
- ✓ 虐待が深刻で緊急性が高い場合には、養護者の態度に関わらず積極的な介入が必要

④ コアメンバー会議の開催

- ・ 虐待の有無、「緊急性」の判断および「支援方針」の決定を行う。
- ・ 市職員(担当者・管理職)・市町村障害者虐待防止センター職員等を中心に、必要に応じて障害者基幹相談支援センター職員、保健師等(健康面での必要がある場合等)により構成
- ・ 現況がわからない場合の立入調査後の発動についても協議

14

### (5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.64-71)

① 構成員

・ コアメンバー会議(3-④)で策定した支援方針(対応計画)に基づく具体的な支援方法等について協議

区分	構成員
コアメンバー	・ 障害者虐待担当職員 (公理法の参加は必須) ・ 事務を委託された委託先の職員
専門家対応メンバー	・ 行政職員 ・ 相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等 ・ 医療機関 ・ 労働関係機関等
専門家チーム	(事業内容に応じ) 警察・弁護士・医療機関等

19

### (3) 事実確認・訪問調査 (P.51-57)

【コアメンバー会議での検討事項】

虐待の有無	① 虐待の事実はない → 適切な関係機関への引継ぎ等 ② 判断できない → さらなる事実確認等 ③ 虐待の事実を確認 → 緊急性・支援方針の協議等
緊急性	① 分離保護 → 障害者の安全・安心の確保を最優先 ② 立入調査 → 調査拒否の場合の立入調査の決定
支援方針	① 支援方針 → 分離保護・在宅支援(集中・継続等) ② 役割分担 → 本人・養護者別、支援項目別等 ③ 支援計画 → 目標・支援内容・進行機関・詳細時期

本人中心の協議 ← 外的要因(予算・保護先の施設等)を排除

15

### (5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.64-71)

② 協議項目等

【アセスメント項目】

大区分	中区分
I 現在の虐待の状況	1. 現在の虐待の状況 2. 過去の虐待の状況 3. 本人と虐待者の認識・関係
II 本人の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
III 虐待者の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
IV 家族の状況	1. 現在の状況

事実確認(日時・氏名・方法等)・支援の利用状況・虐待対応チームの記録とともに、  
左記項目の最終評価(実施の必要度を含む)・支援上の重要課題等について協議

(※(1)～(4)は、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(評価シート)より)

20

### (6) 障害者の保護 (P.72-75)

① 留意点

- 組織的・客観的な要否判断
  - 一連の調査・検討結果を主に客観的に判断
  - 保護は相手方の人権尊重にも立ち入るため、組織的な判断が必要
- 迅速な対応
  - 場合によっては「直ちに保護(夜間・休日は関係ない)」
  - 上記に備え、受入先(緊急避難先)の確保は必須
- 保護・分離の手段
  - 障害者支援施設等への措置を基本(理由は6-③)として、契約による障害福祉サービスの利用・医療機関への一時入院等を活用

分離が結果的に養護者支援にもなる(支援疲れの場合等)

21

### (7) 障害者への支援 (P.76-81)

③ 年金個人情報にかかる措置

- 経済的虐待等によって障害者の年金を保護する必要がある場合等
  - 年金の搾取が疑われる場合、事実確認の把握のために、年金個人情報の市町村に対する提供は可能(2016年4月以降)
  - 市町村等の支援機関が発行する証明書により、年金個人情報の秘密保持のための対応が可能(2017年7月以降)
    - 基礎年金番号の変更
    - 本人・法定代理人以外の者に対する個人情報開示の拒否

④ マイナンバー制度における不開示措置等

- 養護者から身を守るために居所を移した場合等
  - 住所等の情報の不開示設定・マイナンバーカードの変更等

26

### (6) 障害者の保護 (P.72-75)

② 措置権の発動

- 施設入所に係る措置権発動は「義務」
  - 「やむを得ない事由」(≠虐待)で、障害者の生命や身体に著しい危険があり、放置できない場合は「措置しなければならない」
  - 障害者支援施設等は措置委託要請を拒否できない。(措置入所による定員超過は容認)
- 平常時から、委託先施設の確保・連携が重要
- 施設協会等との連携により広域での委託先確保が重要
- 感染症等の危険性をふまえ、入所前の健康チェック体制の確保
- 措置に関する基準(要綱等)整備
- 府県について財政担当部局と予め協議(扶助費と義務的経費)

要綱・財源がないことを理由に措置しないことは許されない。

22

### (8) 養護者への支援 (P.82-86)

① 養護者支援の意義

- 養護者による虐待の要因は極めて多様かつ複雑な場合がある
  - 長期間にわたる支援の疲れ・将来に対する閉塞感
  - 世帯全体の経済的困難
  - 家族間の人間関係(強弱関係・過度な共依存)
  - 高齢層に多い障害に対する偏見・周囲への遠慮等
- 障害者支援と同様に、対応療法だけでなく、要因の解消が必要
  - 家族関係の修復とともに世帯全体の生活の安定に対する支援
  - 支援にかかる負担の軽減・閉塞感の解消に向けた支援等

養護者支援は虐待の再発・未然防止に最も効果がある

27

### (6) 障害者の保護 (P.72-75)

③ 面会の制限

- 措置入所等については面会制限が可能
  - そもそも措置入所先を意図せずに知らせる必要はない
  - 養護者からの面会申し出については慎重に判断(面会を許可する場合であっても職員同席等の配慮が必要)

【措置入所を基本としなければならない理由】

- 契約入所・利用(緊急ショート等)の場合は、面会制限の権限がない
- 結果として、養護者からの面会申し出に対し、障害者支援施設の長が面会を見合わせるよう説得しなければならないが、「このような負・負担を障害者支援施設の長に負わせる」こと自体が非常識

23

### (8) 養護者への支援 (P.82-86)

② 養護者支援の視点とポイント

- 養護者支援を専門に担当する職員(チーム)の配置(②-②参照)
- 関係機関へのつなぎと協働
  - 経済的困難や高齢化の問題など、他の部署による支援が必要

③ ショートステイの確保

- 養護者の支援疲れを軽減するための短期入所サービス利用は有効
  - 施設側の危機を解消するための普段からの関わりが重要(施設の体験利用・困難な場合には施設職員による訪問等)
  - 既成の短期入所以外に、地域の実情と障害者の意向を踏まえた柔軟な専業の検討・展開
- ただし、レスパイトショートは本人不在の支援策(本人が一時的に居所を移す)であり、より本質的な養護者支援の検討が必要

28

### (6) 障害者の保護 (P.72-75)

④ 措置後の対応・措置解除

- 生活環境の激変に対する支援
  - 環境激変による精神的な支援は重要
  - 口腹変更等(経済的虐待の場合等)など、関係機関との連携
- 養護者に対する支援
  - 養護者の生活困難(経済的虐待の場合)に対する支援、過度な共依存にあった養護者に対する精神的支援等

「意思決定支援」を大前提とした措置解除に向けた対応

- 自立生活への移行(地域移行・地域定着支援の活用等)
- 家庭復帰(一定期間は継続的な観察と支援が必須)
- 契約入所・サービス利用への移行(成年後見制度等と並行)

24

### (9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

① 権利擁護関連諸制度の活用

- 権利擁護に関連する諸制度・事業等を最大限に活用
- 成年後見制度市町村長申立てにかかる人材確保

地域生活支援事業(成年後見制度・障害者支援施設等) → 成年後見制度(成年後見人・成年後見監督人等) → 日常生活自立支援事業(自立支援センター・地域生活支援センター等)

意思決定支援が大前提! (後見類型:「代理」という意味を考えると...)

29

### (7) 障害者への支援 (P.76-81)

① 各種福祉サービス等へのつなぎ

- 適切な福祉サービスの利用がなされていない場合等
  - 結果的に養護者支援につながる場合もある(障害福祉サービス利用による養護者の支援疲れの軽減等)
  - 生活困窮状態にある場合の生活保護制度等の活用や就労支援機関との連携による所得保障・自己実現の支援

② 住民基本台帳の不当利用の防止措置

- 養護者から身を守るために居所を移した場合等
  - 加害者からの閲覧請求等を拒否できる
  - 第三者からの閲覧請求等についても審査が厳格化(なりすましによる閲覧の防止)
  - 申出に基づき、迅速に住民票等に伝達・周知を図ることが必要

25

### (9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

② 市町村長申立ての活用

市町村において支援内容を検討

- 措置を必要とする場合
  - 福祉各法に基づく措置
  - 2級警区内の福祉の有無(有り)
  - 当該親族に連絡(明らから)
  - 当該親族が支援する場合
  - 当該親族による支援
- 財産管理・サービス利用支援等を行う場合
  - 2級警区内の福祉の有無(無し)
  - 3級警区・4級警区の場合で管轄を譲渡する場合
  - 管轄親族が支援しない場合(明らから「ない」)
  - 管轄親族が支援しない場合
  - 管轄親族による支援
  - 管轄親族による支援

管轄の有無を問わず市町村長申立ては可能

※ 市町村長申立てにかかる具体的な手続き・フローチャートはP.89-90参照

30

(9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

③ 市町村長申し立て時の親族調査

- 親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るために必要があると認めるとき」かどうかを確認するための親族調査は、以下に区分される。

区分	調査の目的
(a) 戸籍調査	親族の有無の確認
(b) 意向調査	親族が申立てを行う意向があるかの確認
(c) 利用意見調査	成年後見制度を利用開始すること等への意見の確認

- それぞれの調査については、基本的な考え方に留意しつつ、虐待等の緊急事案については、柔軟かつ迅速な対応に留意する必要がある。

各調査とも、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることに留意した対応が肝要

31

ご清聴ありがとうございました。

本資料に関するご批判・ご質問は下記まで  
taniguchi@kusw.ac.jp

36

(9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

④ 住所と居所が異なる市町村である場合の対応

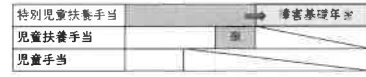
例	申し立て市町村(原則)
生活保護を受給者	生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く)
措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関(措置から契約に切り替わった場合を除く)
住所地对称施設に入所し、介護保険、障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持に中心となるサービスを所管する市町村
生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村(ただし、長期入院患者で、施設は入院先の居住地に所在を予定しているときは、入院先の居住地の市町村)

上記に依りたい特別な事情がある場合は、関係市町村が協議の上で決定

32

参考) 年金はあくまでも本人のもの

【社会手当と公的年金の整理】



・児童扶養手当は、子どもが児童扶養手当に該当する障害者がある場合、満20歳まで支給(※)  
・15-18歳は、自給前納制度、最初の3月31日まで支給

特別児童扶養手当は「父母等」に、障害基礎年金は「本人」に

- 父母等がこの意味を理解していない場合(単なる遺族名義の切り替えてはない)、無自覚な経済的虐待の端緒ともなる。
- 20歳到達前後における市区町村のきめ細かな情報提供が必要

37

(10) モニタリング・評価 (P.93)

① モニタリング

- 定期的な実施(2週間を目安)
- 関係諸機関との連携
- 状況の変化に応じた対応方針の柔軟な見直し → ケース会議の開催

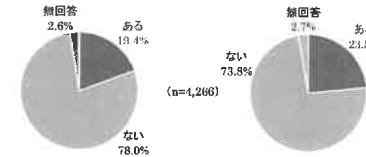
② 評価

- 客観的な評価が必要 → 特に課題に対する評価
- 対応等で課題があった場合は、次につながるように、今後の対応方法等についても協議
- 虐待対応ケース会議における評価をもとに、(更なる対応が必要な場合) → (6)~(9)を実施し、再評価(事案にかかる課題が解消) → (11)「虐待対応の終結」へ

33

参考) 養護者の疲労

聞き込みたいと考えたことがあるか 自殺・心中を考えたことがあるか



【NHK「家族支援に関するアンケート調査」(2019)】

・精神障がい者家族会、全国手をつなぐ育成会連合会の協力を得て、全国の精神障害者・知的障害者の家族にアンケート用紙を配布(発送7,000通 回収(郵送)4,266通 回収率60.9%)

38

(11) 虐待対応の終結 (P.93-94)

① 終結の判断基準

- 虐待「行為」だけでなく「要因」を含む
  - 意図が解消されなければ、再発の身が残ることに留意
  - 行為の解消は即時対応であるが、要因の解消は長期にわたることもある。

② 終結後の支援

- 虐待対応の支援から通常支援への切り替え
- 終結判断後の虐待の再発に備えた情報共有

34

参考) 申請主義の誤解と措置の意義

【申請主義の意味】

- 申請(主義) = 本人意思の尊重として考えることは誤りではないが、
  - 「申請あり = 意思あり」の逆は必ずしも「申請をしていないこと = 支援を必要としない」とは必ずしも一致しない。
- 社会福祉制度の多くが申請を原則としているのは、
  - 支援を請求する(しない)権利を国民(住民)に付与するためであり、
  - 行政を受動的・消極的立場に置くことを意味するものではない。

【措置の今日的意義】

- 利用選択制度に移行して後も福祉各法に措置規定が存置される理由
- 利用選択制度は、「選ばない」選ばせてもらえない者に対して、何らの救済もなしえない。
- これらの省の権利擁護の手段として措置権の発動は極めて有効(措置権の「重心の移転」にかかる意義を理解する必要がある)

39

財産上の不当取引による被害の防止 (P.95)

- 市町村は、養護者・施設従事者・使用者以外の「第三者」による財産上の不当取引により、被害者が被害にあわなかったための対応策を講じる必要がある(市町村長の成年後見制度の審判請求は上記の場合にも可能)。

【財産上の不当取引による被害の防止】

第43条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び関係者のほか、第三者による利益を得る目的で第三者と行(以下「財産上の不当取引」という。)による被害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部署その他の関係機関を媒介し、又は市町村障害者虐待対応会議等により、財産上の不当取引による被害者の被害に係る相殺取引は関係機関の間の取組を要するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けようとする被害者について、適切に、精神医療及び精神障害者福祉に関する法律第31条の1の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をすることができる。

【成年後見制度の利用促進】

第44条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の実現並びに財産上の不当取引による被害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の活用に関する取組の推進等の施策を講ずることにより、成年後見制度が広く活用されるようにしなければならない。

35

(9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

③-(a) 戸籍調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
・あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認のうえ、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかとなれば、市町村長申し立ては行わないことが適当	・本人の権利擁護を担うべきキーパーソンの把握という観点から、原則として実施 ・ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が困難な場合には、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得る。

40



(9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

③-(b) 意向調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努める。</li> <li>虐待以外であっても、親族の重傷、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待等の緊急事案においては省略することができる。</li> <li>一方で、戸籍調査の過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、申立後の変遷等を考慮するに当たり調査を実施した方がよいと判断した場合等においては、各市町村の判断により調査を実施することができる。</li> <li>ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意する。</li> </ul>

41

(9) 成年後見制度等の活用 (P.86-92)

③-(c) 利用意見調査における留意点

基本的な考え方	虐待等の緊急事案の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。</li> <li>これを踏まえ、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行うことは可能</li> <li>ただし、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、留意に実施</li> </ul>

42

参考) 家族にも自分の人生がある

認知症高齢者や障害者の支援をしている養護者・家族に対し…

「大変ですね、頑張ってくださいね」「お身体を大事にしてください」と励ます人はいるが…

「なぜ頑張る必要があるのですか」と問いつける人はほとんどいない…



家族の存在意義は“直接支援・目に見える支援”の外にある。

直接支援・目に見える支援は“公的責任”(住民の理解促進を含む)


家族自身の人生を考えない励ましは家族を追い込むことも…

43

【講義3】

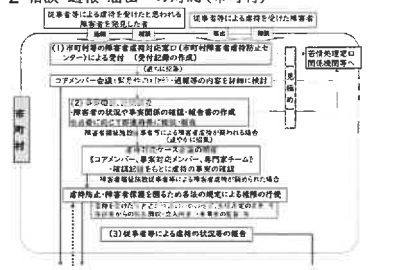
## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

遅塚昭彦  
さいたま市自立支援協議会会長  
公益社団法人埼玉県社会福祉士会理事



1

## 2 相談・通報・届出への対応(市町村)



6

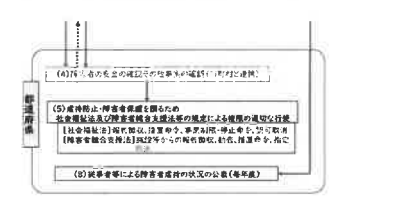
### 獲得目標

- 1 施設従事者等による障害者虐待の防止・対応における行政の役割を理解する。
- 2 施設従事者等による障害者虐待対応における、通報受理から事実確認、虐待の判断、対応計画の策定と評価・終結の流れと各段階の対応のポイントを理解する。
- 3 障害者虐待が発生した要因の分析から改善指導・改善計画の評価などの施設に対する指導助言のポイントを理解する。

### 内容

- 1 定義・概略
- 2 相談・通報・届出への対応(市町村)
- 3 身体拘束に対する考え方
- 4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止
- 5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

2



7

## 1 定義・概略

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害者サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されている。  
「障害者福祉施設」又は「障害者サービス事業等」とは、障害者虐待防止法第2条第4項より、(障害者虐待防止法第2条第4項)

法的上機能	事業内容	施設等の内容
障害者福祉施設	障害者支援施設 障害者福祉サービス事業	福祉介護、生活介護、行動訓練、障害者福祉センター経営等事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業
障害者サービス事業等	障害者福祉サービス事業 障害者福祉サービス事業 障害者福祉サービス事業	福祉介護、生活介護、行動訓練、障害者福祉センター経営等事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業
障害者虐待防止法第2条第4項	障害者福祉施設 障害者サービス事業等	福祉介護、生活介護、行動訓練、障害者福祉センター経営等事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業 福祉サービス提供事業

3

## 2 相談・通報・届出への対応(市町村)

### (1) 通報等の受付

#### ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に對し、市町村への通報義務が規定されている。  
※同僚職員への虐待についても速やかに通報する義務があるが、まず上司に報告して組織として通報する場合もありえる。  
また、虐待を受けた障害者は市町村に届出ることができることとされている。  
✓市町村虐待防止センター案件を委託している場合でも、調査や判断まで委託することができないので、市町村職員が調査や判断を実施すること。

一般の相談の中にも、虐待に該当する事案がある。

8

- 高齢者関係施設等の利用者に対する虐待  
→ 65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法を適用
- 児童福祉施設の入所者に対する虐待  
→ 18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法を適用
- 障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含む。
- 前項の表に該当しない施設等については、障害者虐待防止法上の通報義務の規定は適用されない。しかし、列挙されていない施設等(例えば、施設生活支援事業の一部や自治体独自のサービス等)における虐待について通報・相談があった場合は、きちんと相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関(例えば暴行罪等が疑われる場合は警察等)への情報提供等を行う。

「引き継ぎ」は「たらい回し」とは違う(フォローまで引き継ぎ)

4

#### イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

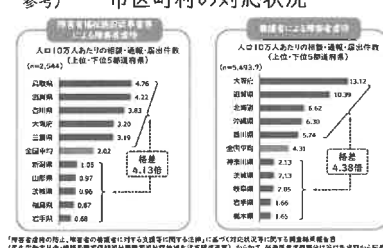
→ どのような場合でも、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。  
その後の対応は、施設等の指定や法人の許認可を行う都道府県等と協力して行うので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる。  
支給決定を行った市町村、通報を受けた市町村、施設等の所在地の都道府県等が適宜連携して対応する。

#### ○ 障害者の支給決定市町村が複数ある場合

→ 各市町村が連携して障害者の安全確認や事実確認等を行うので、都道府県障害者権利擁護センターが、市町村相互間の連絡調整等を行う。  
どこが対応の中心になるかは場合によるが、選定はダメ。

9

## 参考) 市区町村の対応状況



「障害者虐待の防止、障害者の権利確保等に関する調査」に関する調査結果(注)「虐待」(行政状況)に関する調査結果(注)  
注) 調査対象は、障害者虐待防止法第2条第4項に規定する施設等(福祉施設等)及びサービス事業等(サービス事業等)である。調査期間は、令和3年度(令和3年10月1日～令和4年9月30日)である。  
※ 数値は全て2016-20年度の5年平均

5

#### ウ 通報等の受付時の対応

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情や、また虚偽による通報や過失による事故であることも考えられる。  
通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口(例えば市町村や当該事業所の苦情解決窓口等)での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了する。  
※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様。緊急対応が必要な事例を見逃さないよう、見極めが大切!

苦情や事故も重大事案なので、しっかり最後まで対応する。

10

個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合を参照。

特に、施設等の職員が通報者である場合には、施設・事業者には通報者を明かさず調査を行う等、配慮する。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、通報等を行った職員は、通報等を理由に、罰金その他不利益な取扱いを受けないことが規定されている。

また、公益通報者保護法により、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を公益通報した場合、通報者に対する保護が規定されている。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の禁止
- ② その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら業務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

11

イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査  
原則として2人以上の職員で訪問する。また、記録用に録音機材やビデオカメラ、デジタルカメラ等の映像を記録できる機材を携行する。
- ② 医療職の立ち会い  
通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が想定される場合には、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれる。
- ③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明  
調査に当たっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要である。  
・訪問の目的・担当職員の職務と守秘義務・調査事項・調査に協力力を求めることともに、障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明  
・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを保護するために市町村が取り得る措置に関する説明

女性障害者の虐待内容の調査は女性医療職が対応。

16

オ コアメンバーによる対応方針の協議

養護者による虐待への対応の場合と同様なので参照のこと。コアメンバー会議では、緊急性の判断や、今後の対応方針を決めるので、市町村の管理職が加わっていることが必要である。

ここで初期期の対応方針を明確にすることが、これ以降の対応に重要である。

コアメンバー会議で決める事項は概ね以下のとおり。

- 緊急性の判断(緊急保護が必要になる可能性)
- 初期期の対応方針(当面の事実確認や訪問調査の方法)
- 他の自治体など連携すべき機関の確認
- 虐待事案として対応すべきでない内容か  
→適切な機関への引き継ぎ、通常の支援などフォローの必要性

誰が、何を、いつまでに実施するかを具体的に決める。

12

- ④ 記録類の確認  
通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となる。  
・日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等  
・虐待があった日の勤務表等、虐待の現場に居合ったり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか
- ⑤ 聞き取り調査の留意点  
障害者や障害福祉施設従事者等に対し個別に聞き取りを行い、話しの内容が他に聞かれないよう配慮する。  
障害者が、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかと不安を感じていたり、施設等職員が、同僚職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を黙っていたり、最低限のことしか話さないことも考えられる。  
聞き取り調査を受ける相手の立場や心身に理解を示した上で、それでも事実を話してもらったことが、結果として判明者、職員、福祉者、設置者全ての人にとって被害の道につながることを説明し、協力を求めること。

勤務割り表(実績)、関連する支援記録などは写しをもらう。

17

(2) 市町村による事実の確認

通報を受けた市町村は、事実確認や障害者の安全確認を行う。この段階の調査は、事業所等の任意の協力の下に行われるものである。

障害者虐待が確認された場合や事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、市町村と都道府県が連携してその後の対応を行う。

また、悪質なケース等、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告する。

なお、障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が報告徴収、立ち入り検査を行った場合は、虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、指定の取消し等や30万円以下の罰金に処することができる。

安全が確保できなければ、他施設・GHIに移って貰うことも。

13

- ⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点  
施設自らが通報してきた場合、虐待を隠蔽する施設と同様の取扱いの対応を行うことは適切ではない。施設等の姿勢を見極めつつ事実確認を行い、「取り返す」的な姿勢ではなく、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められる。
- ⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討  
当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられる。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の元職員を加えることを検討する。  
障害者総合支援法では、都道府県知事又は市町村長による、事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されている。

虐待が「発覚」した所と、自ら組織的に通報してきた所は別。

18

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況  
・虐待の種類や程度、虐待の具体的な内容、虐待の経過
- ② 障害者の状況  
・安全確認:施設等従事者(虐待を行ったと思われる職員は除く。)の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。  
・身体状況:傷害部位及びその状況を具体的に記録する。  
・精神状態:虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。  
・生活環境:障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

14

- ⑧ 聞き取り等の調査の方法  
正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求める。  
(録音・録画の法的側面については、平成29年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導要綱の在り方に関する調査研究」報告書を参照。各障害者の特性と聞き取りの留意事項などについても、両報告書に説明がある。)  
事案が起きてから時間が経過している場合もあるため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要がある。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、答えを誘導しないオープンな質問の仕方でも聞き取る。  
※聞き取りの詳細は、面接手法の講義を参照  
障害者に対しては、質問を理解しやすしい言葉に言い換えるといった工夫や、コミュニケーションボードや絵記号等の使用を検討する。  
※最後に、「後で思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ること、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合がある。

録音・録画は同意を得る部分を含めて、全て保存しておく。

19

(4) 障害福祉サービス事業者等の調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等
  - ・事故・ヒヤリハット報告書
  - ・苦情相談記録
  - ・虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
  - ・職員への研修状況

全てを完璧に調査することは無理。重要なものは落とさずに。

15

- ⑨ 障害者や障害福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮  
調査に当たって、障害者や障害福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵さないよう十分な配慮が必要である。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある従事者等、施設等に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成し、管理職の確認を取る。

障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了する。

虐待対応以外の通常の支援の必要性を検討

報告だけでなく、途中のメモ的なものも含めて保存しておく。

20

エ 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定  
調査の結果、従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、引き続き虐待の事実についての確認を行う。

従事者等による障害者虐待の事実が確認された場合には、障害者本人や施設等への対応方針等を協議する。

※「虐待対応ケース会議」については養護者虐待を参照

区分	構成員
コメンタリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待担当職員（当該の委託先から選出）</li> <li>・ 事務を委託された委託先の職員</li> </ul>
事業対応メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政職員</li> <li>・ 相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等</li> <li>・ 医療機関</li> <li>・ 労働関係機関等</li> </ul>
専門家チーム	（事業内容に応じ）警察・弁護士・医療機関等

誰が、何を、いつまでに実施するかを具体的に決める。

21

オ 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自ら支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めるときは、施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがある。この指導は、任意の調査に基づく行政指導であるので、指導に従わないことを理由として不利益を取扱することはできない。また、当該市町村の所掌事務の範囲を逸脱することもできないので、当該障害者への支援に関することに限られることに注意する。

ただし、当該市町村が指定した、あるいは運営費を助成した施設等にあっては、運営全般について指導が可能。



22

(3) 市町村から都道府県への報告

市町村は、従事者等による虐待に関する通報等を受けた場合、都道府県（政令、中核市等、事業所等）の指導、処分権限がある場合は、当該自治体へ報告する。通報等には、苦情解決窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事業以外のものも含まれているので、都道府県管への報告は、虐待の事実が確認できた事実とする。

ただし、事業所等が調査に協力しない場合や悪質なケース等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、虐待の事実が確認できなくても都道府県へ報告する。

市町村から都道府県に虐待の第一報あるいは情報共有がされた後、相当時間が経過してから結果報告がされた事例や、都道府県から問い合わせがあるまで報告がされなかった事例がある。都道府県と適切な連携を図るためにも、市町村は、第一報等の後概ね1か月以内に、その後の経過や対応の結果（虐待であることが確認できなかった場合を含む。）を都道府県に対し報告する。

面倒でも、常に連絡を絶やさないことが解決の早道

23

(4) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないとき等、報告に係る障害者福祉施設等に対して、事実確認のための調査を実施する。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等事情に応じて対応する。

調査の方法や留意点については、(2)「市町村による事実の確認」及び手引を参照

調査については、障害者虐待防止法による調査のほか、実地指導、あるいは監査として行うことも可能である。また、調査・指導において必要が生じれば直ちに監査に切り替えることも可能である。

調査等を事前予告なしに実施する場合は、開始時に文書を提示する。監査においては書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を増やし、幹部以外にも支援員からも聞き取りを行う。

虐待に関する情報について、施設等の監査を担当する部署と情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行う。

24

(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等

事実の確認等により障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、虐待を受けた障害者の保護を適切に行うとともに、当該施設等に対する指導等を行い改善を図るようとする。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成、改善計画に沿って事業が行われているかどうかの第三者委員会による定期的なチェック、当該事業所又は第三者委員会からの定期的な報告及び報告に基づく指導や助言、等が考えられる。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が通報せず放置、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の究明を行う等の対応が考えられる。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、虐待の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な場合は、当該管理者、設置者を施設等の運営に関与させないよう、体制の刷新を求めることを検討する。

25

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図る。

(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している事業所等の場合は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等を行うほか、事業によっては、特定非営利活動促進法の所轄である都道府県等が、法人に対して改善命令や取組の協議の取消し等の措置を採ることも考えられるので、適切に情報提供する。

基本は改善努力への協力。体質が原因であれば毅然と対応

26

3 身体拘束に対する考え方 ※詳しくは共通課題参照

施設等の利用者が、興奮して他害行為や自傷行為があるときには、やむを得ず身体拘束や居室での隔離等の行動制限をすることがある。このような身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事業の第一歩となってしまいう危険もある。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の扉扉に向けての運動を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

なお、変形や拘束の防止などの目的で使用されるベルトやテーブルについては一律に身体拘束と判断することは適切ではないが、障害者をいすの上で凄然と放置するような行為は身体拘束に該当する可能性がある。従って、行動障害のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで適切に取り組む必要がある。

凄然とした身体拘束は虐待への一歩

27

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

※これ以降の項目は、通常、都道府県等が行うが、市町村の担当職員も都道府県の指導の流れを理解しておく必要がある。

(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、施設の設置者等の責務として、従事者等の研修の実施、入所者等とその家族からの苦情の処理の体制の整備など虐待の防止のための措置を講ずることが定められている。

また、指定基準により、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

さらに、事業者は次の措置を講ずることがされている。

- ・（令和4年度から義務化）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ・前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

28

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

施設従事者等による虐待防止のために、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要である。また、職員各人が支援技術や高み、組織としてノウハウを共有することが不可欠である。

事業者は、定期的に虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施すると共に、各種研修等に職員を参加させることが必要である。

(3) 個別支援の推進

施設等においては、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちである。こうした運営は利用者、職員双方にストレスの原因となり、身体拘束や心理的虐待が発生する危険が潜んでいる。

個別支援計画には、個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載する。個別支援計画に基づいて職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を確認し、必要に応じて見直し、利用者一人ひとりに対して、個別的な支援を実施することが、虐待を防止することにつながる。

事業所全体の向上は、個別の支援の向上から

29

(4) 開かれた施設運営の推進

施設は、居住の場でもあるため、閉じられた場になりやすいという側面があり、内部の習慣的な行動が外部から非難されていく危険性がある。このため、地域に開かれた施設運営が重要である。地元の住民やボランティア、実習生等多くの人が施設に関わることで、職員各人の意識にも影響が及ぶ。また、施設との風風交々、事例検討に外部から有識者を呼ぶ等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながる。

(5) 実効性のある苦情解決体制の構築

障害者虐待防止法では、苦情を処理する体制を整備することにより虐待の防止等の措置を講ずることが規定されている。

施設等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずることが運営基準等にも規定されている。サービスの質を向上させるため、利用者等に相談窓口の周知を図る等、苦情解決のための取組を効果的なものとしていくことも大切である。

人目が入ることを煩わしく感じる事業所は危険信号

30

(6) 指導監査等による確認

施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間を多く確保し、利用者の様子や職員への対応、男性介助について配慮されているか等について観察したり、現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心がけることが求められる。

また、自治体は、相談支援専門員がモニタリングの際に気になった点があれば、すぐに情報提供を受けられるよう連携体制を構築する。

(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わる場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、柔軟な対応が必要である。

また、実地指導においても、障害者虐待が疑われる場合など、当該事業所の日常の状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討する。

厚生労働省では、障害者虐待との関連が疑われる場合などには、指導開始時に文書通知をすれば良いとしている。

「監査に入った」ではなく、結果を出すことが大事

31

5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、施設等従事者から虐待を受けた障害者の内の30%以上に行動障害があった。



虐待の原因として、支援スキルが不十分、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。

Table with 7 columns: 担任町村職員が対象とした虐待の発生集段(再発回数), H27, H28, H29, H30, R元, R2. Rows include: 研修費や資金の充た, 連携の強化や中間コントロールの徹底, 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の見直し, 人員不足や人員配置の問題の把握及び解決策の多岐.

32

支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至る、つまり、支援に行き詰まりかけた段階で、強めは緊急避難的にか力を行使していたが、だんだんと安易に暴行を行うようになる事例がある。



行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠である。

「仕方ない」で終わったらプロとしての敗北

33

6 IIIのまとめ

- 虐待は、利用者のために、速やかに解消すること第一の目的とする。
○緊急の保護や財産調査など、市町村が動くことが大事。
○虐待がないと確認できるまでは虐待対応を継続する。
○引き継ぐときは最後までフォロー。通常の支援の必要性も忘れず。
○会議・打合せのときは、誰が何をいつまでに行うか具体的に決める。
○事業所調査では、形式より実質を、でも、勇み足には気を付ける。
○事業所では、「虐待をしない運営」はない。通常の「良い支援」のみ。

ご清聴有り難うございました。

34

### Ⅲ 事実確認調査における情報収集 と面接手法 (基礎編)

日本社会事業大学専門職大学院  
曾根直樹

1

#### 職員Cへの聞き取り(1)－1

職員Aが、食堂で利用者Bの頭を右手で思い切り2回叩いた、という虐待通報がありました。利用者BがAの目の前で食事をひっくり返したため立腹し、叩いたそうです。周りには、あなたと職員Dがいたということです。あなたは、その場面を見ましたよね？

誘導質問



6

例えば、障害者福祉施設従事者等による虐待通報があった場合、あなたは事実確認調査の面接で、どのような聞き取りをしていますか？

より聞き取りの結果に信頼のもてる聞き取りの方法について学びましょう。

2

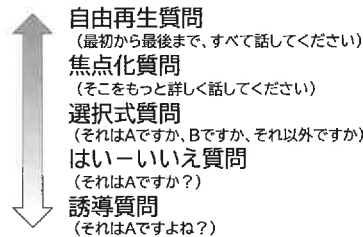
#### 聞き取り(1)－1に対する職員Cの回答

「はい」



7

より信頼のできる/自由度の高い



より誘導的/自由度の低い

(科学警察研究所資料を参考に作成)

3

#### 職員Cへの聞き取り(1)－2

見たんですね。職員Aが、食堂で利用者Bを2回叩いたんですね。そして、その周りには、あなたと職員Dがいたんですね？

はい－いいえ質問



8

#### 通報の例

Z施設の職員Aが、食堂で利用者Bの頭を右手で思い切り2回叩くのを見ました。利用者BがAの目の前で食事をひっくり返したため立腹し、叩いたのです。周りには、私の他に職員CとDがいました。その場面を見ているはずですよ。



4

#### 聞き取り(1)－2に対する職員Cの回答

「はい」



9

- ・通報を受けて、あなたはZ施設に事実確認調査に行き、虐待したとされる職員A、目撃したとされる職員C、Dに個別に聞き取り調査を行ないました。
- ・あなたは、目撃したとされる職員C、Dにどのように聞き取りを行ないますか。

5

#### 聞き取り(1)の問題点

- ① 通報内容を聞き取り者が全て話してしまったため、目撃した職員Cの目撃談と通報内容を照らし合わせて確認することができない。
- ② 回答の選択肢が「はい」か「いいえ」の二者択一の聞き方になっているため、職員Cの回答は、「はい」が2回だけで、何を目撃したか聞き取れていない。
- ③ 「その場面を見ましたよね」と、回答を「見た」方に誘導している。

10

職員Aの聞き取りで、Aは利用者Bを叩いたことを認めませんでした。

職員Cがその場面を「見た」と回答し、通報内容と同じ目撃内容を証言した場合でも、聞き取り(1)で、あなたが通報内容を先に全て話してしまったため、職員Cの言っていることが真実かどうか確認することができなくなっていました。

あなたは、虐待認定しますか？

11

## 事由再生質問と焦点化質問による聞き取り

12

### 職員Cへの聞き取り(2)-1

職員Aの利用者への対応で、気になっていることがありますか？もし、あったら、どんなことでもいいので、見たことを最初から最後まで話してもらえますか？

自由再生質問



13

### 聞き取り(2)-1に対する職員Cの回答(2)-1

「実は、最近職員Aが、食堂で利用者を叩いたところを見ました」



14

### 職員Cへの聞き取り(2)-2

職員Aが、最近、食堂で利用者を叩いたところを見たのですね。そのときのことを、どんなことでもいいので、最初から最後まで話してくださいませんか？

自由再生質問



15

### 聞き取り(2)-2に対する職員Cの回答(2)-2

「利用者Bが、職員Aの目の前で食事をひっくり返しました。そうしたら、職員Aが利用者Bを叩きました」



16

### 職員Cへの聞き取り(2)-3

職員Aが利用者Bを叩いたのですね。そのときのことを、どんなことでもいいので、最初から最後まで話してくださいませんか？

自由再生質問



17

### 聞き取り(2)-3に対する職員Cの回答(2)-3

「利用者Bが、食事をひっくり返したことに、職員Aは怒っていました。そして、利用者Bを叩きました」



18

### 職員Cへの聞き取り(2)-4

職員Aが怒って利用者Bを叩いたのですね。そのときのことを、どんなことでもいいので、最初から最後まで話してくださいませんか？

自由再生質問



19

### 聞き取り(2)-4に対する職員Cの回答(2)-4

「職員Aは怒っていたので、思い切り利用者Bを叩いていました」



20

職員Cへの聞き取り(2)-5

職員Aは利用者Bを思い切り叩いた  
のですね。  
職員Aは、利用者Bのどこを叩きまし  
たか？

焦点化質問



21

聞き取り(2)-7に対する職員Cの  
回答(2)-7

「職員Aの右手です」



26

聞き取り(2)-5に対する職員Cの  
回答(2)-5

「利用者Bの頭を叩きました」



22

職員Cへの聞き取り(2)-8

職員Aは、利用者Bの頭を右手で何  
回叩きましたか？

焦点化質問



27

職員Cへの聞き取り(2)-6

職員Aは、利用者Bの頭を何で叩きま  
したか？

焦点化質問



23

聞き取り(2)-8に対する職員Cの  
回答(2)-8

「2回です」



28

聞き取り(2)-6に対する職員Cの  
回答(2)-6

「職員Aの手で、利用者Bの頭を叩き  
ました」



24

職員Cへの聞き取り(2)-9

そのことを見ていた職員は、あなた  
の他に誰かいましたか？

焦点化質問



29

職員Cへの聞き取り(2)-7

職員Aは、利用者Bの頭をどちらの手  
で叩きましたか？

焦点化質問



25

聞き取り(2)-9に対する職員Cの  
回答(2)-9

「職員DとEがいました」



30



職員Cへの聞き取りから確認できたこと

- ・最近職員Aが、食堂で利用者を叩いたところを見た。
- ・利用者Bが、職員Aの目の前で食事をひっくり返したら、職員Aが利用者Bを叩いた。
- ・利用者Bが、食事をひっくり返したことに、職員Aは怒って、利用者Bを叩いた。
- ・職員Aは怒っていたので、思い切り利用者Bを叩いた。
- ・職員Aは、利用者Bの頭を叩いた。
- ・職員Aは、右手で叩いた。
- ・職員Aは、2回叩いた。
- ・その場には、職員DとEがいた(結果、通報者は職員E)

31

- ・職員Aは、通報内容を認めていない。しかし、
- ・職員CとDから、通報と同じ内容の聞き取り結果が得られた。
- ・聞き取りは、「自由再生質問」と「焦点化質問」で行なわれた。
- ・面接者から通報内容に関する情報は一切出していないため、職員CとDは自発的に証言しており、実際に目撃した可能性が高い。



あなたは、虐待認定しますか？

32

より信頼のできる/自由度の高い



- 自由再生質問  
(最初から最後まで、すべて話してください)
- 焦点化質問  
(そこをもっと詳しく話してください)
- 選択式質問  
(それはAですか、Bですか、それ以外ですか)
- はいーいいえ質問  
(それはAですか?)
- 誘導質問  
(それはAですよ?)

より誘導的/自由度の低い

(科学警察研究所資料を参考に作成)

33

事実確認調査の聞き取りの方法によって、その結果を活用することができるかどうかが変わってきます。  
「自由再生質問」「焦点化質問」を基本とした聞き取りを心がけましょう。

34

事実確認調査では、目撃者や虐待したとされる職員からの聞き取りの他、日々の支援記録や個別支援計画等の記録類の記述内容に、関連する記録が残されていないか確認すること、出勤簿等から、虐待があったとされる日の勤務者を把握し、他に目撃者がいないか確認することなどの情報収集が、併せて必要となります。事実を探求し、事実確認調査の精度を高めていきましょう。

35

## 聞き取り面接における留意事項

立命館大学総合心理学部 仲真紀子  
(講義：日本社会事業大学 曾根 直樹)

n-sone@jcsu.ac.jp

### 1. 客観的な聴取の必要性

知的障がい、精神障がい、身体障がいは、障がいの内容が異なるだけでなく、障がいの程度も様々であり、その問題を一括りに論じることは容易ではありません。しかし、そうであっても障がいを持つ人は全般的に、供述を行う上で以下のような制約があります。

- 知的障害や精神障がいを持つ人は、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合性が高いことがあります。
- 身体障がいのある人は、複数回の面接を受けることが物理的に困難である場合があります。
- 障がいのために音声によるコミュニケーションや、その他のコミュニケーションが困難であったり、発話が聞き取りにくいということもあります。

そのため、障がいをもつ人に事実確認を行う場合、その特性に配慮した聴取を行うことが必要です。例えば英国では、知的障害、精神障がい、身体障害によって供述の「完全性、一貫性、正確性」が損なわれる可能性があるとしています。そして、そのような可能性がある人を「供述弱者 (the vulnerable)」とし、録音録画面接という特別措置をとることができるとしています (Ministry of Justice, U.K., 2011)。録音録画面接とは、下記で説明する司法面接のことであり、正確な情報を、被面接者の心理的負担をできるだけかけずに聴取し、客観的に記録しておく方法です。

加えて、障がいをもつ人は犯罪に巻き込まれやすいということが知られています (セーデルボリ他, 2014)。事案によっては、現場で得た初期の情報が捜査の端緒となったり証拠となる場合もあります。初期の事実確認がうまくいかないと、犯罪を見逃し、再発に至っ

たり、被害者が泣き寝入りをするということが起こりえます。また、適切な調査を行わなかったとして施設や機関が批判されるかもしれません。

こういったことから、事実確認においては誘導や暗示がなく、精神的負担も少ない面接法を用いて事実確認を行うことや、面接を録音録画して検証できるようにしておくことがたいへん重要です。以下では、未成年者（これも供述弱者である）への事実確認の方法として発達してきた司法面接法に準じた、障がいのある人への事実確認の手続きを提案します。

虐待が疑われる事態を発見した人は、速やかに市町村の窓口に通報しなければなりません。しかし、通報する前にはどのような情報があればよいでしょう。第一は、「発見・発覚」にいたった情報です。

- 児童や障がい者における説明のつかない、または不合理な外傷
- 児童や障害者に関わる性的な内容の日記、写真、性的な行為等
- 虐待に関する本人からの申し立て

こういった虐待が疑われる情報があれば、通告・通報することが重要です。

## 2) 通報の前の事実確認

通報する前に「何があったか」をしっかりと確認しなければ、と感じるかもしれません。しかし、通報前の施設職員・家族による聴取により、以下の様な問題が起きることがあります。

第一に、本人の記憶が不正確になります。

- 記憶の低下：複数の人が聴くうちに時間が超過し、そのために記憶が低下してしまいます。
- 記憶の変遷：聴取を繰り返すと、前に言ったことと後に言ったこととで、内容が変わってしまいます（変遷）。変遷のある供述は信用性が低いと判断されることがあります。
- 記憶の汚染：誘導的な面接を行った場合、面接者が言った言葉が、被面接者の記憶を変化させてしまうことがあります（汚染）。聴取を繰り返すことは、記憶の汚染の可能性を高めることになります。

第二に、嫌な体験を繰り返し報告することで精神的な二次被害が生じます。こういった症状を「法的手続きにより引き起こされる敏感症状 (LITS)」といますが (Fulcher, 2004), そこには以下のような症状が含まれます。

- 聴取の繰り返し：心的外傷の症状が加算的に悪化します。例えば、以下のような症状が起きることがあります。
  - － 事件・事故の再体験，類似した状況による不安喚起，過覚醒，精神的／実存的危機（なぜこういうことが起きたのか等，体験の意味を理解しようとする活動）
- 継続的な聴取：一部の被害者では，以前はなかった症状が起きます。精神的な後外傷的症状 (PTSD) だけでなく，身体症状も含まれます。
  - － 後外傷的症状：フラッシュバック，外傷体験と関連する悪夢，外傷体験に関連するウツ，思考の回避，孤立，愛情を感じられなくなる，楽しかったことが楽しめない，未来への無力感，心理的・身体的過覚醒，睡眠障害，怒り，注意集中の困難，外傷体験を思い起こさせる刺激への驚愕反応等
  - － 身体的症状：血圧・心拍上昇，過呼吸，筋緊張，吐き気，下痢等

たとえば母親が聞き，父親が聞き，施設職員が聞き，施設長が聞き・・・などの聴取を繰り返すことで，上の問題は重くなります。そのため，本人への確認が必要な場合は3)節で示す「誰が」「どうした」程度の簡易な聞き取りに留め，速やかに専門機関の窓口へ情報提供ないしは通報・通告します。そして，専門的な聴取は，通報・通告を受けた専門職員が行います。

### 3) 簡易な確認・記録と通報

確認が必要な場合は，以下のようなかたちで情報を記録し，通報します。

- 速やかな聴取：時間がたつと記憶が低下し，変遷，汚染も起きやすくなります。そのため，できるだけ早く話を聴きます。
- 記憶の汚染を防ぐ：面接者から具体的な情報を示すことは，被面接者の記憶の汚染を招きます。例えば，面接者が「××が叩いたの？」と尋ねれば，「××（被疑者の名前）」や「叩く」という「疑われる行為」が被面接者に伝えられることとなります。「蹴ったの？押したの？」と尋ねれば「蹴る」「押す」などの情報が伝えられます。こういった「はい」か「いいえ」，「A」か「B」かを選ぶ質問をクローズド質問と言

います（回答に制約がある「閉じた質問」という意味です）。クローズド質問は記憶を汚染する可能性があるため、面接者はクローズド質問を控える必要があります。

- 最小限の情報を得る：根掘葉掘り尋ねたり矛盾を追求すると、クローズド質問が増え、記憶が汚染される可能性が高まります。得るべき情報は、「誰が」「どうした（可能性）」程度で構いません。例えば、「何かあった？」「どうしたの？」と尋ねます。このように回答に制約がない質問をオープン質問と言います。オープン質問で得られた自発的な報告（自由報告）に加え、「誰が」「どうした」（これはWH質問です）程度の情報が得られたならば、それ以上は聴かないこととします。
- 正確な記録：通告者が疑いをもった経緯を記録しておくことは重要です。被面接者が通告者に、いつ、どこで、何と言ったかをできるだけ正確に記録しておきましょう。可能であれば、携帯の録音機能などを用いてやりとりを録音しておくことが重要です。
- 通告する：その後、通告します。上司には報告すべきですが、通報・通告は個人の判断で行うものであり、上司や同僚の意見を確認する必要はありません。

会話の例を挙げます。

利用者：嫌なことがあった。

職員：ん？何があった？（オープン質問）

利用者：さわった。（自由報告）

職員：誰が？（WH質問）

利用者：〇〇さん

職員：そうか。どこさわった？（WH質問）

利用者：（股間を指さす）

職員：そうか、話してくれてありがとう。

利用者：ね、秘密にしてね。他の人には言わないでね。

職員：どうして秘密の方がいいのかな。（WH質問）

利用者：わかったら、嫌われる。

職員：そうか。説明してくれてどうもありがとう。とっても大事なことから、どうすればいいか、私たちに一緒に考えさせて。いいかな。

利用者：うん。

「秘密にしてね」「他の人には言わないでね」などと言われた場合は、上の例にあるように「相談してくれて（うちあけてくれて）どうもありがとう（ございます）。大事なことから、私達にもお手伝いさせてください（ね）。」と伝えるのがよいでしょう。上述のように、虐待の疑いがある場合は守秘義務の制約はありません。また、打ち明けられた人が抱え込むことのないようにしなければなりません。

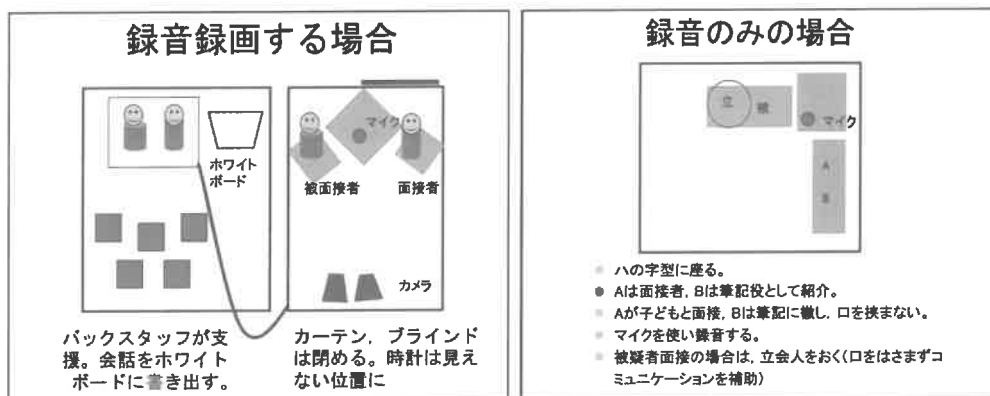
### 3. 客観的な聴取技法（司法面接）

ここでは通報を受けた場合に実施する司法面接の方法について述べます。司法面接は原則として、研修を受けた人が行うべきです。児童相談所、警察、検察には司法面接の研修を受けた人が多数いますので、こういった人に面接を依頼するか、あるいは指導を受けて行います。

#### 1) 面接の準備と環境

- 面接室：面接室は、面接者と被面接者が話をする面接室と、その面接をモニターを通して支援するためのモニター室を設けます。いずれも、静かで注意を阻害するものがない部屋を用意します。人が出入りしたり、玄関、廊下、階段、エレベータ、外の道路の近くは往来があるため、望ましくありません。
  - 面接室は、広さは14-20平方メートルくらいあればだいじょうぶです。面接室は、壁紙やカーテンで温かい印象をもたせるとよいでしょう。被面接者の注意が拡散しないように、おもちゃなどのない部屋を用意します。
  - モニター室は、複数の人が入るため、もう少し広くてもよいかもしれません。モニター、椅子、ホワイトボード（記録ができるように）を設置します。二つの部屋は隣り合っていることが望ましいですが、モニター室の音が面接室にまで聞こえる場合は、ヘッドフォンで音声を聞けるようにしておくなどの工夫が必要です。

これらの設備は必須ではなく、最低限、録音録画をテレビ画面でモニターできれば差し支えありません。また、録音録画ができない場合は IC レコーダを使用します。なお、モニター室が設置できなければ下記に述べるように、面接者と書記役が面接を行うこととします（その場合も録音はしてください）。



- 録音録画：上述のように、司法面接は原則として録音録画を行います。これは、面接者による発話や被面接者による情報（言葉、表情、動作、声のトーン）を可能な限り正確に、多く記録しておくためです。録音録画しておくことで、被面接者は面接を繰り返し受けることから開放されます。また、誘導の有無や被面接者の報告の信用性について、後で録音録画を分析することもできます。特に、被面接者の発音が聞き取りにくかったり、被面接者が聴覚障害である場合、外国人である場合などは、録音録画を再度見直す必要があるかもしれません。
- 機材：面接室にはカメラとマイクを設置します。声を拾うためにマイクを使用することは必須です。カメラに音を送る有線または無線のマイクを用います。また、録音録画の情報を有線で、モニター室のモニターに転送します。
- 司法面接のスタッフ：司法面接は面接者、バックスタッフ、サポーターの三者によるチームで行います。いずれも、トレーニングを受け、中立で客観的な立ち位置を保つことのできる人がチームを組みます。
- 面接者：面接は被面接者と面識がない人、つまり、常に関わっている人（担当職員等）ではない人が行います。これは、面接者が被面接者に関する知識を用いて被面接者の報告を補ったり、推測したりしないようにするためです。また、被面接者が面接者に

迎合したり、「知っている人だからこそ恥ずかしくて話せない」などということ为了避免のためでもあります。面接者は、常に中立の立場で面接を行わなければなりません。対立する当事者がいる場合、面接者が被面接者の代弁者となったり、加害者とされる被面接者を告発することのないよう気をつけます。また、面接者が権威的であったり、逆に友達のようなであったりすると、被面接者は迎合する可能性があるので注意が必要です。

- ▶ バックスタッフ：司法面接のトレーニングを受けた人が面接をモニターし、内容を記録するとともに、聞くべき情報を取り残していないか支援します。多くの場合、面接者は面接の途中でバックスタッフのいるモニター室に戻ります（これを「中断」または「ブレイク」といいます）。この「中断」の最中、面接者はバックスタッフから補充質問に関する支援を受けます。
- ▶ サポーター：チームの一員がサポーターとしての役割を担います。サポーターは、被面接者や関係者（保護者等）に面接のことを説明し、面接がスムーズに行われるように図ります。
- ▶ 通訳・仲介者：通常の音声によるコミュニケーションが難しい場合は、手話通訳、外国語の通訳、発話に障害がある場合やマカトンやボードが必要な場合はこういったコミュニケーションに長けた仲介者を置くことがあります。
- ▶ 第三者：被面接者となる被面接者が「被疑者」である場合（例えば、いじめや規則違反等において加害した可能性が疑われる場合）は、被面接者の側に立ちコミュニケーションをサポートする中立的な第三者を置きます。この第三者は、直接の利害のないサポティブな人であり、被面接者が質問を理解しなかったり、面接者が被面接者の発話を理解できなかった場合、コミュニケーションを助けます。この他、精神的なサポートのために保護者を置くこともありますが、こういった人々は面接で扱われる内容に口を出さないよう理解してもらわなければなりません。
- 座り位置：面接は原則として面接者と被面接者の「一対一」で行います。机を介して対面して座ると「権威者」-「非権威者」の関係性が際立ってしまいがちです。よって、座り位置は、緊張を低減し、机によるバリアのない「ハの字型」または「90度」などが適切です。通訳や仲介者、第三者が入る場合は、こういった人たちが座る場所も必要です（図参照）。通訳や仲介者は面接者または被面接者の背後に座ります。被疑者への面接の場合は、第三者は被疑者の横に座ります。これは被疑者が安心して話すことができるようにするためです。



- 録音録画ができない場合：録音録画ができない場合は、バックスタッフによる支援を受けることができません。面接者と筆記役の二人が被面接者に対し面接を行うこととなります。ICレコーダーで録音しますが、ノートによる筆記も必要です。筆記役は被面接者にプレッシャを与えることのないよう、一歩引いたかたちで着席し、言葉を挟むことなく記録に徹します。録音ができない場合もあるかもしれません。しかし、筆記では、録音録画の5割程度しか記録できないという研究報告もあります。従って、できるだけ録音することを目指します。
- 面接の時間：一般に、子どもの注意が持続する時間は、経験的に5分×年齢程度だとされています。従って、5歳程度の精神年齢の人に面接を行う場合は25-30分、10歳程度であれば50-60分程度で終了するように、面接を計画します。また、通訳が必要な場合は、その半分の時間になると考えておきます。さらに、障がいの程度や、服薬の有無により、注意が持続する時間は異なりますので、これを考慮にいれ、面接を計画するようにします。5分×年齢であっても、被面接者に疲れた様子が見られないか常に配慮することが必要です。
- 事実の認定：実際、何が起きたかの判断は、面接終了後、すべての報告や証拠をもとに総合的に判断します。面接のなかで面接者が被害者とされる被面接者に同情したり、加害たとされる被面接者を告発することは適切ではありません。司法面接はあくまでも事実の調査であり、「判断」の場ではありません。判断せずに聞きとることが重要です。

## 2) 司法面接に準ずる面接法

出来事や体験について尋ねる際は、できるだけ早い時期に、誘導・暗示のかからない方法で面接を行い、録音録画しておくことが望ましいわけですが、その基本的な特徴は以下の通りです。

- 面接者による質問をできるだけ少なくし、被面接者の自発的な報告（「自由報告」）を得ること
- 自由報告を最大限得られるように面接が構造化（段階化）されていること
- 正確な記録を確保するために録音録画すること
- 被面接者が、例えば病院、福祉事務所、警察、検察などで繰り返し面接を受けることのないように多職種連携を行うこと

司法面接は、現在、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、イスラエル、ノルウェー、スウェーデン、オセアニア諸国において、子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法として用いられています（アルドリッジ・ウッド，2004；英国内務省・保健省，2007；法と心理学会，2005；特に、障がいをもつ子どもについてはセーデルボリほか，2014；仲，2016 等）。日本でも、厚生労働省による「子ども虐待対応の手引きの改正について」（厚生労働省，2013）においてその使用が推奨され、まずは児童相談所で、その後、警察、検察庁でも用いられるようになりました（稲川，2016）；警察庁，2011）。また，2017年10月には，厚生労働省，警察庁，最高検察庁が，司法面接を三者で行う「協同面接」を推奨する通知を出しました（厚生労働省，2015；警察庁，2015；最高検察庁，2015）。2015年10月以降，2017年3月までに377件の協同面接が行われています（厚生労働省）。

国や地域により様々な司法面接法がありますが，基本は自由報告を重視していること，構造化されていること，録音録画すること，多職種連携で行われることです。ここでは米国の小児健康人間発達研究所（National Institute of Child Health and Human Development：略してNICHD）でM. E. Lamb が作成し，世界的に広く用いられているNICHDプロトコル（プロトコルとは手順書のこと）に沿った手続きについて説明します。

NICHD プロトコルの特徴は，面接者が話すべき言葉が具体的に台詞化されている，ということです。このため，NICHD プロトコルは比較的習得しやすく，プロトコルに沿った面接を行っているか否かの判断が容易です。また，効果検証もしやすく，実際，プロトコルに沿って面接が行われた場合，正確な情報がより多く引き出せることが，日本での研究を含む多くの研究により確認されています。そのような観点から，NICHD プロトコルはもっともエビデンス（科学的根拠）の多い面接法だと考えられています。

こういった客観的な聴取技法に則った面接を行うことは，被害を訴えた人，訴えられた人のみならず，施設や機関のすべての当事者にとって有益です。

### 3) NICHD プロトコルにもとづく面接の手続き

以下では，面接の手続きにつき説明します。付録の「最小限の手続き：被害が疑われる場合」を参照しながらお読みください。目撃が疑われる場合や加害が疑われる場合の違いについては4節を参照してください。しかし構造化され，自由報告を求める点については，基本的に同様の手続きとなります。

なお，面接では，面接者は短い言葉（文）で，ゆっくり話すように心がけます。すぐに被面接者から言葉が出てこなくても，少なくとも10秒は待ってください。

### (1) 導入

面接の本題に入る前に、1.自己紹介や機材、面接の説明を行い、2.面接の約束事（グラウンドルールと言います）を提示します。（例えば、「本当にあったことを話してください」などと告げ、練習も行います。その後、3.ラポール（リラックスして話せる関係性）を築くために「〇〇さん（被面接者）は何をするのが好きですか？」などと尋ね、本人が話したいことをたくさん話してもらいます。最後に4.出来事を思い出して話す練習（エピソード記憶の練習、とも言います）を行います。例えば、「今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください」などと告げ、被面接者にできるだけ多く話すように求めます。

こういった手続きを行うことが、面接においてより正確な情報を、より多く引き出すことがいくつもの研究により確認されています（仲、2012などを参照のこと）。ですので、導入部は省略することなく行うことが重要です。以下、導入部の各段階について紹介します。

#### 1.自己紹介、機材・面接の説明

面接では面接者の第一印象が重要です。面接者は微笑みをもって被面接者を迎え入れ、着席してもらいます。被面接者の障がいに配慮し、ゆっくりと自己紹介をする必要があります。面接者自身がリラックスしていないと、被面接者は緊張してしまいます。面接者も肩の力を抜きましょう。

面接者：こんにちは。今日はお話に来てくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

面接者は立ってドアまで迎えに行き、被面接者を席に案内し、座ってもらいます。

面接者：私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

同席する人、例えば通訳や仲介者、また筆記役がいる場合は、その人についても紹介します。筆記役は会釈をする程度とし、発話は原則、面接者が行います。

面接者：こちらは \_\_\_\_\_ さん（通訳、仲介者）です。〇〇さんの言葉で話してもら

います。

面接者：こちらは \_\_\_\_\_ さん（筆記役）です。お話することをノートに書いてもらいます。

録音録画をする場合は、機材の説明も行います。

面接者：この会話は録画します。あそこにカメラがあります。これがマイクです。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもあります。

モニター役がいる場合は、そのことも説明します。

面接者：別の部屋で、私が〇〇さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人を見てくれています。あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

- 発達障がいに関して：一般的にはアイコンタクトをとることが重要ですが、例えば ASD 傾向のある人は、目を合わせるのが苦手という場合もあります。被面接者の特性を理解して対応するようにします。

## 2.面接での約束事（グラウンドルール）

基本的にはプロトコルに沿って約束事を示します。また、練習も行います。グラウンドルールは能力を示す「テスト」ではなく、被面接者に守ってほしい「お願い」です。被面接者がそれぞれの約束事に沿って話ができるように被面接者を動機づけることが重要です。約束事は通常 5 つ行います。

### ①本当のことを話す

面接者：今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

面接者：では練習してみましょう（協力をお願いします）。「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。

正しく「本当でない」「違う」などと言ったならば、面接者は「そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね」と強化します。

面接者：では、〇〇さんが今、座っているとよったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。

被面接者は通常、座って話しをしていますから、回答は「本当でない」「違う」となることが予想されます。被面接者が正しく「本当でない」「違う」などと言ったならば、面接者は「そうですね。〇〇さんは座っているので本当ですね」と強化します。

さらに、次のように伝えます。

面接者：〇〇さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

## ②わからないと言ってもよい

面接者：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

## ③知らないと言ってもよい

面接者：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

面接者：では練習してみましょう。「私が飼っている犬の名前は何ですか」と聞いたら、〇〇さんは何と答えますか。

被面接者が正しく「知らない」と言ったならば、面接者は「そうですね。知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。」と強化します。

被面接者が誤って『ポチでしょ?』などと推測で話したならば、面接者は「〇〇さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。知らない時は知らないと言ってください」と修正します。

#### ④間違いを訂正する

面接者：もしも私が間違っただけを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

面接者：では練習してみましょう。私が〇〇さんは【男/女】（反対の性）ですねと言ったら、〇〇さんは何と言いますか。

被面接者が正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば、面接者は「そうですね。私が間違ったら、『間違ってる』と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」（または「違ってる」など）と教えてください」と強化します。

#### ⑤面接者は知識をもっていない

被面接者は、面接者はすべて知っているのだと推測しがちです。しかし、実際のところ、情報をもっているのは被面接者であり、面接者ではありません。そのことを被面接者に伝え、どんなことでも全部話してもらうようにお願いします。

面接者：私はその場にいなかったもので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

面接者：私は〇〇さんに会うのが初めてなので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

- 知的障がいに関して：成人であっても、約束事は有効です。年長あるいは成人の障害者に「練習」をしてもらう場合は、「面接を行うときの手続きですので協力をお願いします」などと説明してもよいでしょう。
- 視覚障害に関して：視覚障がいをもつ人に対しては、「私の靴は赤いと言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか」を「私が『今は夏です』（本当は冬）と言

ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか」などのように変更する必要があります。

- 発達障がいに関して：発達障がいをもつ人は、聴覚的に説明を受けるよりも視覚的に示される方がよく理解できる場合があります。その場合は、グラウンドルールを用紙に、ポイントの大きい文字で印刷しておきます。

3.ラポール形成：ラポール形成でどのようなことを話してもらうかも、障がいの程度により変化させる必要があるかもしれません。

面接者：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。〇〇さんは、何をするのが好きですか？

被面接者：犬と遊ぶ

面接者：犬と遊ぶ。そのことをもっとたくさん話して下さい。

被面接者：うちのプードルと遊びます。

面接者：うちのプードルと遊ぶこと、もっと話してください。

被面接者：ワンダっていうプードルで、これくらいの大きさなんですけど、公園につれていったりします。

面接者：うん、それから

被面接者：で、ぐるっとまわって、帰ってきます。

面接者：ほかに、ワンダのこと、もっと詳しく教えてください。

被面接者：ワンダは・・・。

- 知的障害に関して：重度の知的障害がある場合は、「何をするのが好きか話してください」は難しいかもしれません。その場合は、「好きな食べ物を教えて」などと尋ねて、次のような会話をしてもよいでしょう。

面接者：好きな食べ物を教えて。

被面接者：りんご

面接者：そう、りんご。他にもありますか

被面接者：バナナ

面接者：バナナも好き。他にもありますか

被面接者：ぶどう

面接者：ぶどうも好き。他にもありますか

被面接者：なんでも好き

面接者：そう、なんでも好き。〇〇さんが好きなもの、よくわかりました。こんなふうにとくさん話してくれるとよくわかります。今のようにとくさんお話してください。

#### 4. 出来事を思い出して話す練習（エピソード記憶の練習）

この練習も、より正確に、よりとくさん話してもらうように動機づけるためのものです。ですので一言だけで終わらせたり、WH 質問（いつ、なぜ等の質問）で一問一答の会話をするのではなく、本人にできるだけ話してもらいます。

面接者：今日、朝起きてからここにあくるまでにあったこと、どんなことでも全部話してください。

被面接者：わかんない

面接者：朝起きて、一番最初に何をした？

被面接者：トイレ

面接者：そう、トイレ。その後はどうした？

被面接者：ハミガキ

面接者：そう、それから？

被面接者：ごはん

面接者：うんうん、それから？

・・・

ラポール形成と同様、話してもらったならば「このようにとくさん話してくれるとよくわかります。今のようにとくさんお話してください。」と励まします。

#### 5. 本題への移行

このようにして自由報告を動機づけたならば、本題に入ります。通常は以下のように問いかけ、応答を待ちます。

- 今日は何を話しにきましたか



- 何がありましたか
- 何があったか話してください

被面接者が「わからない」と言ったり、すぐに報告が出てこない場合は、いくらかの手がかりを示す必要があります。しかし、面接者から情報を出しすぎると、被面接者が話す部分がなくなってしまいます。ですので最小限の情報を告げ、被面接者の応答を待ちます。例えば、被面接者（Aさん）が職員（Cさん）に「お昼ご飯を食べてたら、Bさんがたたいた」と言ったということで、司法面接を行ったとします。このような場合、次のように切り出してもよいでしょう。

面接者：Cさんに何かお話ししましたか？

被面接者：はい。

面接者：何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

それでも伝わらなければ、

面接者：お昼ご飯をたべてたとき、何かありましたか。

被面接者：あった。

面接者：何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

もしも怪我などがあれば、その怪我ができたときのことを尋ねることも有効です。

面接者：〇〇さんの頭にケガがあるって聞きました。ケガができたときのことをどんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

それでも伝わらなければ面接終盤の 10.確認での質問に移らざるを得ないかもしれません。その場合は、次のようになります。

面接者：誰かが〇〇さんをたたきましたか？

被面接者：はい

面接者：何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

重要なことは、できるだけ本人の言葉で話してもらうことです。特に「××さん」「たたく」は、もしもそういった事実があるのならば、本人の口から聞きたいところです。ですので、どの情報は面接者から出してよいか、どの情報は最後まで出さないようにするか、面接の計画が大変重要となります。面接前には、何を明らかにしたいか（仮説と反仮説）、仮説と反仮説において、どういう情報が得られそうか、そのためにはどういう情報は出し、何は出さないか、という計画を立てておきます。

面接では一貫して以下のようなオープン質問を用います（プロトコルでは「7」として示しています）。

- 誘いかけ質問：「何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話して下さい。」という開かれた質問です。上の例を参照してください。
- 時間分割質問：被面接者がAがあった、Bがあったと話したならば「Aよりも前にあったことを話してください」「AとBの間になったことを話してください」と、語られていない部分を埋めてもらう質問です。例えば、被面接者が「Bさんがたたいた」「Bさんは、にげた」と話していたとします。

面接者：Bさんがたたいてから、逃げたっていいました。Bさんが、たたいてから逃げるまでにあったことを、どんなことでも全部話してください。

- 手がかり質問：「Aのことをもっとたくさん話してください」と、すでに報告されたことをもっとたくさん話してもらいます。

面接者：Bさんのことを、もっと教えてください。

- それから質問：「そして何があった」「それからどうなった」「他にはありますか」など、さらなる情報を求めるための質問です。

被面接者：Bさんがたたいた。

面接者：うん、それからどうしましたか。

被面接者：Bさん、にげた。

面接者：うん、それで？

これらの質問で情報を得るためには、ラポール形成や出来事を思い出す練習が重要です。しかし、練習を行っていたとしても、知的障がい、発達障がいがある場合は言葉がすぐに出てこないかもしれません。特に誘いかけ質問と時間分割質問は、難しい可能性があります。その場合は、「何があった？」と尋ね、一言でも言葉が出てきたら、それから質問、手ごかり質問を用いて報告を求めます。

面接者：何がありましたか？

被面接者：たたいた

面接者：誰が、たたいた？

被面接者：××さん

面接者：そうか、それからどうなった？

被面接者：にげた

面接者：それで？

被面接者：もっとたたいた

・・・(最後まで話してもらったあと)

面接者：さっき××さんと言ったけれど、××さんのことをもっと教えてください。

被面接者：××さんは□□のお部屋にいる人。

面接者：うん、それから？

## 6. 出来事の分割

「出来事の分割」は特殊な項目であり、通常は用いません。

司法面接では、時間、場所が特定できる具体的な出来事を明らかにすることを目指します。ですから、上の例のように被面接者が「たたいた」などと話した場合は「出来事の分割」を行う必要はありません。しかし、被面接者が個別の出来事ではなく、「××さんがたたく」（つまり、一般的な××さんの行為）などと報告した場合には、出来事の分割を行います。「いつも」のことではなく、個別具体的な出来事を話してもらうためです。

面接者：何がありましたか？

被面接者：××さんがたたく

面接者：たたくと言ったけれど、たたいたのは1回だけ、それとも1回よりも多い？

被面接者：いつも

面接者：じゃ、一番よく覚えているときのこと（一番最初／最後にたたいたときのこと）を教えてください。

被面接者：昼ご飯食べてたとき

面接者：じゃ、昼ご飯食べてたときのことを教えてください。

面接者：わたしがやきそばたべてたら・・・

#### 8. 中断（ブレイク）（オープン質問は上記の「7」として示しましたので、8としていません）

出来事につき一通り話してもらったならば、面接者は被面接者に「私がちゃんと聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきますね。待っててもらってもいいですか」と尋ね、了承を得たのちモニター室に戻ります。そして、バックスタッフと補充すべき質問を確認します。バックスタッフは、面接者がどのように尋ねればよいか、具体的な質問の形にして伝えます。確認を行ったならば、面接者は部屋に戻り、面接を再開します。

この「中断」の最中も録音録画は続けて行います。この時間は、被面接者にとっては一息つく休憩になります。被面接者がトイレに行きたいなどと言ったならば、サポーターが対応し、つれていきます。必要に応じて水を与えることも差し支えありません（「報酬」と受け取られないために、ジュースや食べ物は与えません）。この時間に、必要がないのにサポーターが入室し被面接者と会話をするのは望ましくありません。注意を分散させる可能性もありますし、被面接者は一息つくことができません。

なお、「中断」は1度に限る必要はありません。面接者はバックスタッフに相談したい場合は、2, 3回「中断」をとることもできます。

#### 9. 補充（フォローアップ）

中断の後、確認すべきことがらがあれば尋ねます。WH質問やクローズド質問で尋ねなければ情報がでてこない場合もありますが、「回答」を得たならば、できるだけオープン質問で補ってください。これをペアリングと言います。WH質問とペアリングの例を以下に示します。

面接者： ××さんがたたいたと言ったけれど、どこで、たたいた？

被面接者：まるいテーブルのどこ

面接者：まるいテーブルのどこ。「まるいテーブルのどこ」のことをもっと教えて。

被面接者：ここにまるいテーブル。ここ四角。ここと、こことここが椅子・・・

## 10. 確認

情報が足りなければここで確認します。プロトコルにあるように、以下のような情報につき確認します。

- 加害たとされる人の言葉（脅し、口止め、甘言等の可能性）
- 他の加害者、目撃者、被害者
- このことを知っている他の人（さらなる情報源）

- 疑われる出来事が被面接者から報告されない場合（「たたかれた」「さわられた」等）

ここの質問は、主語を入れずに尋ねることが重要です。つまり、すべてを呈示し単なる「はい、いいえ」の回答を得るのではなく、少なくとも被疑者の名前は言ってもらいます。例を示します。

面接者：誰かが〇〇さんをたたきましたか？

被面接者：うん

面接者：誰が、たたいた？

被面接者：××さん

面接者：では、××さんが〇〇さんをたたいたときのことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

## 11. 終結（クロージング）

終結は面接を閉じる手続きです。この段階では、話してくれたことを被面接者に感謝し、それ以外に面接者が知っておきたいことはないか、被面接者が話しておきたいことはないか、質問はないかと尋ね、連絡先などを告げた後に面接を終了します。面接を閉じながらも、必要であれば情報収集を行います。例えば以下のようなケースです。

- 「ほかに私が知っていたほうがよいことは、ありますか？」と尋ねたところ、「つねっ

たりもした」という報告が出てきました。被面接者の注意力がまだ持続していれば、「では、つねったときのことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください」と告げ、情報収集をします。

- 「質問がありますか」に対し、「××さんは辞めさせられるの？」という質問ができました。これに回答することは困難です。このような場合は、まず「〇〇さんは、こうしてほしい、ということありますか」などと尋ね、意向を聞いておきます。そして、それを踏まえて「××さんのことを私一人が決めることはできないけれど、一番いい方法を考えますね」などと言います。

被面接者：××さんはいなくなる？

面接者： 〇〇さんは××さんが、どうなるといい？

被面接者：もう私のところには来ないでほしい

面接者：もう来ないでほしい。そうか。××さんのことを私一人が決めることはできないけれど、〇〇さんの言ったことも考えにいれて、一番いい方法を決めていきますね。

- 「他にになにか言っておきたいことはありますか」に対し「お母さんには言わないで」などと希望が出て来ました。このような場合も、上と同様に対応します。

被面接者：お母さんには言わないでね

面接者： お母さんに言わないほうがいい理由があったら教えて。

被面接者：もうここに行かなくていいっていわれてしまう。

面接者：そうか。そのことを、もっとくわしく話してください。

被面接者：前も、文句いったら、もう行かなくていいっていわれた。行きたいのに。

面接者：そうか。わかりました。私が一人で決めることはできないけれど、〇〇さんの気持ちを聞いたから、それも考えにいれて、一番いい方法を決めていきますね。

終結の時間近くにはサポーターがドアの外で待機することとします。面接者は被面接者に「どうもありがとう（ございます）」と告げ、サポーターに引き渡します。

12にあるように、面接者はそのまま面接室に残り、カメラに向かって時刻を告げ、カメラを切ります。面接者に部屋の配置図を描いてもらっている場合などは、これをカメラに

示した後、時刻を告げ、カメラを切ります。

#### 4. 様々なケースへの対応

3節では、被害が疑われる場合を想定した面接につき説明しました。ここでは目撃が疑われる場合と加害が疑われる場合の注意点につき説明します。また、障がいや発達に応じた留意事項につき述べます。

##### 1) 目撃が疑われる場合

目撃が疑われる場合は、被害の場合とほぼ同様です。異なる可能性があるのは「本題への移行」と「確認」です。

「本題への移行」では、以下のような変化形を用意する必要があるかもしれません。

面接者：◆◆さん（目撃者）が、〇〇さん（被害者）のことで、何か話したと聞きました。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

ケガについて尋ねる場合は、次のようになるでしょう。

面接者：（被害者）の頭にケガがあると聞きました。知っていることがあれば、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

どのように切り出すかは、面接前に計画を立てておきます。

「確認」も同様に行いますが、上述の4つの確認事項に加え、以下の3点を確認する必要があります。

- 目撃者がいた場所：その場所から確かに見ることができるか、確認するためです。

面接者： そのとき、◆◆さんは、どこにいましたか。

- 目撃者の行動：被害者（とされる人）、加害者（とされる人）だけでなく、目撃者自身の行動の流れも確認しておくことで、目撃者の報告の信用性を査定することがで

きます。

面接者：その前（××さんが〇〇さんをたたくまえ）、◆◆さんは何をしていましたか。

面接者：その後（××さんが〇〇さんをたたいたあと）、◆◆さんは何をしましたか。

- 目撃内容を、そのように認知した理由：時刻や、気持ちに関する情報についてはどうしてそう思ったのかを確認しておきます。推測なのか、実際に見聞きしたのかを確認するためです。

面接者：「〇〇さんはいやがってた」っていいましたが、どうして「いやがってた」と思いましたか。

面接者：「無理やりやってた」っていいましたが、どうして「無理やり」だと思いましたか。

面接者：「〇時くらいだと思う」っていいましたが、どうしてそう思いますか。

この他、面接とは独立に、被面接者の視力や聴覚、特性について情報を得ておくことが重要です。

## 2) 加害・違反が疑われる場合

加害や違反が疑われる場合、被疑者となった人に面接を行う場合は、被疑者としての権利が守られるように配慮することが必要です。面接者の役割は、被疑者を叱ったり、被疑者の反省をもとめたり、被疑者を指導することではありません。あくまでも被疑者の説明を聞き、事実を明らかにすることが目標となります。面接の後、面接で得た事実をもとに今後の対策を決めていくこととなります。叱る、反省を求める、指導する役割は、面接者ではない他の人（例えば、被疑者と関係性のできている職員）が行います。

被疑者への面接に際しては、立会人に同席してもらいます。立会人は、被疑者の不安を軽くし、コミュニケーションをより有効に行う目的で同席します。被疑者の言葉を代弁したり、糾弾したり、かばったりするために立ち会うものではありません。また、被疑者が未成年の場合は、保護者に立会を求めることもあります。この場合も、その役割は、被疑者



の不安を軽くし、コミュニケーションを容易にすることです。保護者は関係者として口をはさみがちですので、このことをよく理解しておいてもらう必要があります。理解してもらえない場合は、同席を求めるのは適切ではありません。

加害が疑われる場合、異なる可能性があるのは「導入」「本題への移行」「確認」です。また、確認において「チャレンジ」を行うことがあります。なお、ここでは障がいのある人が被疑者となる場合だけでなく、健常な職員が被疑者となる可能性がある場合もあるという前提のもとで、記述します。

## (1) 導入

### 1. 自己紹介、機材・面接の説明

被疑者面接においても、面接者の第一印象が重要です。面接者は微笑みをもって被面接者を迎え入れ、着席してもらいます。被面接者の障がいに応じて、ゆっくりと自己紹介します。

面接者：こんにちは。今日はお話に来てくれて（くださり）、どうもありがとうございます（ございます）。

面接者は立ってドアまで迎えに行き、被面接者を席に案内し、座ってもらいます。

面接者：私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

同席する人、例えば通訳や仲介者、また、録音録画ができない場合に筆記役がいる場合は、その人についても紹介します。筆記役は会釈をする程度とし、発話は原則、面接者が行います。

面接者：こちらは \_\_\_\_\_ さん（通訳、仲介者）です。〇〇さんの言葉で話してもらいます。

面接者：こちらは \_\_\_\_\_ さん（筆記役）です。お話することをノートに書いてもらいます。

面接者：こちらは \_\_\_\_\_ さん（立会人）です。私の質問がちゃんと〇〇さんに伝わるか、〇〇さんの言いたいことが私に伝わるか、話を聞いてもらいます。

面接者：今日はお母さん（お父さん）にも来てもらいました。私の質問がちゃんと伝わるか、〇〇さんの言いたいことが伝わるか、話を聞いてもらいます。

機材の説明やモニター役については、被害者の場合と同様に行います。

## 2. 面接の目的

導入部において、何のための面接かを簡潔に示します。その内容は、容疑により異なります。

面接者：〇〇さんから、××さんのことを聞きました。今日は、このことについて話を聞きます。

面接者：事務室から（物）がなくなりました。今日は、このことについて話を聞きます。

## 3. 話さない権利、話す意義

話したくないことを無理やり話させることはできません。不利なことを話さないでもよい、ということをお知らせする必要があります。

面接者：××さん、もしも話したくなければ、話さなくても構いません。××さんが話したことは、警察の人にお話することもあります。その場合、××さんが話したことは、「××さんにとって不利な証拠」（××さんにとってマイナスの内容）として使われるかもしれません。

被面接者：・・・

面接者：でも、何があったか話してくれれば、これからどうすればよいか、どうしたら××さんも他の人も、安心して暮らせるか、よい方法を考えることができます。ですから、何かがあったならば、あったことをどんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

被面接者：・・・

面接者：今話したこと、わかりましたか。

この後の道筋は、以下の通りです。

- 被面接者が「わかった」などと応答したならば、被害者、目撃者と同様に「約束事」「ラポール形成」「出来事を思い出して話す練習」をしたのち、「本題」に移行します。
- この段階で、被面接者がすぐに詳細を話し始めたならば、遮ることなく「本題」に移行し、自由報告をしてもらいます。
- 一方、被面接者が理解していない場合は、一言ずつ理解できるように上の説明を繰り返します。
- まったく応答しないなど、話したが見えられない様子が見受けられたならば、以下のように言うこともできます。

面接者：今言ったように、××さんは、話さないこともできます。でも、これから大事なことを言いますから、よく聞いてください。もしも（人を叩く／ものを取る／いやなのに性的なことをする）という人がいたら、その人には助けが必要です。話してくれない人は、そのようなことを繰り返し、皆が安全に暮らせなくなることもあります。もしも××さんが何かをしたのなら、どんなことでも全部、話してください。そして、何ができそうか、一緒に考えさせてください。いいですか？

必要な場合は、面接者がもっている情報をもう少し示すことも有用です。

面接者：〇〇は、××さんのことを話しました。今度は、××さんが話すチャンスです。どんなことでも、あったことを全部、話してください。

面接者：これはとっても大事なことですから、何分か考えてみてください。私に話すのではなく、紙に書いてもいいですよ。

この後、話してくれるようであれば、「約束事」に移り、順次進めていきます。もしもすぐに自由報告で話したり、紙に書きたいと言ってくれば、「本題」に移行します。

#### 4. 本題への移行

話す準備ができたならば、本題に入ります。通常は以下のように問いかけ、応答を待ち

ます。

面接者：では、何があったか、どんなことでも最初から最後まで、全部話してください。

被面接者が「やっぱりわからない」と言ったり、すぐに報告が出てこない場合は、いくらかの手がかりを示す必要があります。被害者への面接と同様、面接者から情報を出しすぎると、被疑者が話す部分がなくなってしまう。また、場合によっては虚偽自白が出てこないとも限りません。ですので、最小限の情報を告げ、被面接者の応答を待ちます。例えば、以下のように行います。なお、目撃情報にもとづき話を聞く場合は、目撃者が誰かは明かさないようにします。

面接者：(事件があったとされる日／お昼ご飯のとき)にあったことを、どんなことでも、最初から最後まで、全部話してください。

面接者：〇〇さんの頭にケガがあると聞きました。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで、全部話してください。

それでも出てこなければ、次のように説明を求めてもよいでしょう。

面接者：××さんが〇〇さんを叩いた、と聞きました。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

面接者：××さんが□□(紛失物)をもっているのを見た、という人がいます。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

それでも伝わらなければ、確認的な質問をせざるを得ないかもしれません。その場合は、次のようになります。

面接者：××さんは、〇〇さんをたたいたことはありますか？

被面接者：はい

面接者：では、そのときのことをどんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

被疑者が「いいえ」と言ったならば、その日、その時何をしていたかを話してもらいます。

面接者：××さんは、〇〇さんをたたきましたか？

被面接者：いいえ

面接者：××さんは、〇月〇日のお昼ごはんのとき、食堂にいましたか。

被面接者：いいえ

面接者：どこにいましたか。

被面接者：事務室にいました。

面接者：それでは、その日にあったことをどんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

ここでも重要なことは、被疑者を誘導することのないよう、できるだけ本人の言葉で話してもらうことです。また、多くの情報が自由報告で得られるほど、被疑者が本当のことを話しているか、嘘や誤ったことを言っているかという判断がしやすくなります。このためにも、面接者は呈示してもよい情報（証拠）、最後まで呈示しない情報（証拠）を分け、情報を呈示するにしてもどの時点で提示するか、面接の計画を立てておきます。

#### 5. 確認とチャレンジ

被疑者、目撃者の場合と同様、以下の確認は重要です。被疑者が自発的に報告していなければ、これらの内容について尋ねます。

- 被害者、加害者の言葉（脅し、口止め、甘言、抵抗、同意等の可能性）
- 他の加害者、目撃者、被害者
- このことを知っている他の人（さらなる情報源）

被疑者の報告と被害者の報告に齟齬がある場合、被疑者の報告と面接者がもっている情報とに齟齬がある場合は、説明を求めます。どのように説明を求めるかは、「中断」のとき

にバックスタッフと打ち合わせをします。このように、被疑者の説明と異なる情報を呈示し、再度説明を求めることをチャレンジといいます。

面接者：××さんは○月○日のお昼、事務室にいたと申しました。でも、お昼に××さんが、事務室にはいなかったと聞いています。もう一度○月○日のお昼ご飯のときのことを話してください。

面接者：××さんは○○さんを叩いたことはないと言いました。でも、××さんが○○さんを叩くのを見た人がいる、と聞いています。もう一度○月○日の昼食時間のときのことを説明してください。

こういったやりとりのなかで被疑者が応答を変遷させたり、「わからない」「知らない」「忘れた」という応答を繰返せば、それがそのまま記録されます。

司法面接の目標はあくまでも事実の調査であり、判断は、面接後に総合的に行います。得られた情報をもとに、例えば、××さんの行為に問題がないか査定すればよいといえるでしょう。ときには判断を控えて司法機関に相談するという方法もあるかもしれません。

いずれにしても、司法面接の目標は事実の調査であり、判断は面接の後に、得られた事実やその他の情報を用いて総合的に行います。

### 3) 障がいや発達に応じた留意事項

障がいへの対応は、これまでもいくつか書いてきました。全般的に、年齢が低い子どもは、年齢の高い子どもよりも報告できる情報量は少なく、正確さも劣ることが知られています。また、全般的に、知的障がいや発達障がいがある場合、健常である場合に比べ、得られる情報に制約があります。しかし、年齢が低くても、また、知的障がいや発達障がいであっても、司法面接を行うこと、特に面接を構造化し、自由報告を得ることは有効です（グラウンドルールなどを行ってもらった場合、「子ども扱いされている」と感じるようなことがあれば、マイナスですが、その場合は、「常にお願していることですので、協力をお願いします」などと告げるとよいでしょう）。

全体として、次のような配慮が必要です。

- 場所：障がいや発達に対応できる場所や、アクセシビリティに配慮します。車椅子で

来れるか、視覚障がいの人が安全に来れるか、検討が必要です。聴覚障がいのある人は、伝導式のシステムがあれば、コミュニケーションがよりよく図られます。子どもの被面接者であれば、廊下にフレンドリーな絵がはってあれば、緊張を解くことができるでしょう。一方、大人の知的障害者であれば、これらを「子ども扱いしている」と感じるかもしれません。

- 時間：体調のよい時間帯、集中力がある時間帯を選びます。服薬の影響で認知能力が低下している時間を避け、トイレ、水分、空腹への配慮をします。
- 話し方：全体として、はっきり、ゆっくり、短い時間で話します。一般に、丁寧に表現しようとする間接的になり、発話が長くなります。そういった言葉はわかりにくいので、丁寧さよりも正確さを優先します。両方の言葉を比べてみましょう。

面接者：〇〇さんは、担当の職員の▲▲さんに、なにかお話しになられたと伺いました。何がありましたでしょうか。どのようなことでも結構でございますので、最初から最後まで、全部お話ししていただければ幸いです。

面接者：〇〇さんが、▲▲さんになにか話をしたと聞きました。何がありましたか。どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

- 言葉の難易度：障がいのない成人であれば、「接触」「目撃」「観察」「報告」などの言葉を用いることもできるでしょう。しかし、知的障がい、発達障がい、視覚障がい、聴覚障がいなどがある場合、用いることのできる言葉には制約がかかります。どのような言葉であれば理解してもらえるか、当該の被面接者の能力に詳しい人から話を聞いておく必要があります。例えば、以下のような問題が起こりえます。
- 視覚障がいと言葉：「そこから何が見えましたか」「その人の服の色は」のように、目が見えないと答えられない問があります。「どっちの手で」「どんなふうに叩いた」などは、視覚的な情報ではなく、音や接触の仕方から独特の判断をしている場合もあります。服がごわごわしていた、手がべとべとしていた、たばこの臭いがした等、別のチャンネルからの情報につき、よりよい情報が得られることもあります。こういった可能性を吟味して、聞くべき情報を吟味します。また、視覚障害のある被面接者が「その人は背が高かった」「信号が赤だった」などと言った場合は、どういう理由でそう思ったのかを確認しておく必要があります。声がかかる方向で背の高さ

を判断したり、一定の方向からの騒音の有無で信号を判断している、ということなどを説明してもらえれば、より説得力のある報告を得ることができます。

- 聴覚障がいと言葉：聞こえないけれども音声での報告はできる、手話ができる（方言がありますので、注意が必要です）、読唇ができる等、聴覚障害者によってコミュニケーションの方法が異なる場合があります。これをふまえて手話通訳や仲介者を配置する必要があります。手話の場合、例えば「叩く」という言葉は叩く動作を含みます。例えば「背中を叩かれた」可能性があるときに、「叩く」という腕を叩くような動作で尋ねると、「腕を叩く」という視覚的情報が被面接者の記憶を汚染する可能性もあります。こういった問題を通訳と吟味しておく必要があります。
- 声：ゆっくり、はっきり話そうとすると、ひとりでに声が大きくなる場合があります（「おばあちゃん、聞こえますかー？」のように）。発達障がいをもつ人のなかには、感覚過敏で大きな音が苦手な人もいますので、被面接者の特性をあらかじめ把握しておくことが重要です。
- 被面接者の態度：健常の子どもや大人への面接に慣れている人は、被面接者が椅子にきちんと座り、面接者の方を向いて話をすることを期待しがちかもしれません。けれども、障がいのために身体が面接者の方に向けられなかったり、常同行為のように手をずっとひらひら動かしていたり、貧乏ゆすりをしたり、といったことも起こりえます。面接者はこういった行為が起きる可能性を予測しておく必要があります。こういった行為は、被面接者がストレスなく面接を受ける上で重要なことですので、制止してはいけません。
- 複数の被面接者：事案によっては、被面接者が複数存在する場合があります。こういったときは、この事案に関する被面接者のコミュニケーションを最低限にし、お互いの記憶を歪めてしまったり、同調が起きないように配慮します。そのためには、できるだけ早く聞き取りを行う必要があります。例えば、施設で起きた集団的な事案では、トレーニングを受けた人が同時並行で聞き取りを行うのがよいでしょう。また、被面接者に、事案についてはお互い話し合わないようお願いしておくことも重要です。文字が書ける人には、独自に、内容を書いておいてもらうという方法もあります。
- 道具の使用：言葉が十分でないことが予想される場合、私たちは人形や模型を用いたくなります。けれども、こういった道具は、面接者から特定の情報を呈示することになり、暗示や誘導として働く可能性があります。ですので、基本的には言葉で



報告を求めます。可能であれば、自発的な動作を求めたり（動作をしてもらうのが不適切でなければ）、用紙に書いてもらう（または図を描いてもらう）のも有効です。

以上、まだまだあると思われませんが、その一部を書きました。障がいは人それぞれであり全く同じということはありません。面接者は、個人個人のニーズや特性を受け入れ、臨機応変に対応していく必要があります。

## 5. (架空の) 事例

以下は、重度の知的障がいがある人への面接です。多数の現実の事例を参考とし、作成した架空の事例です。

〇年〇月〇日、知的障害者の入所施設である〇〇園に在籍している A（40 代女性、重度の知的障害）が、同施設の職員 B に、「X がいやなことした」と訴えた。X は同施設のベテラン職員（40 代男性）である。A はその後も「X はいやだ」「X がこわい」と訴えたので、B は施設長に相談し、施設長は市の相談窓口相談した。市では、司法面接の研修を受けた C が、A から聞き取りをすることとした。加害した可能性のある X が勤務する〇〇園を面接場所とすることは適切ではないと判断し、児童相談所の相談室を借用し、録音録画のもと、面接を行った。当日は、司法面接の研修を受けた市の職員 3 名と施設の心理司、福祉司がバックスタッフとなった。

### 1. 挨拶・説明

C：今日は〇年〇月〇日、時刻は〇時〇分です。

C：私は A さんに、〇〇園の相談室で面接をします。

《 被面接者が入室 》

C：こんにちは、私の名前は C です（名札を示す）。今日は話に来てくれて、どうもありがとうございます。

《 C が A を席に案内し、座ってもらった 》

このお話はビデオでとっておきます。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもありますが、いいですか。

A: うん

C: 別の部屋で、私が A さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見ています。あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くかもしれません。いいですか。

A: うん。

## 2. 約束事

お話を聞く前にお約束があります。

今日は、本当のことだけを話すのがとても大事です。本当にあったことだけを話してください。練習してみましよう。「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当?本当ではない?

A: ちがう。

C: はい。私の靴は黒いので本当ではないですね。では、A さんが今、座っていると言ったら、これは本当?本当ではない?

A: あってる。

C: はい、A さんは座っているので本当ですね。A さんが本当のことと本当でないことがよくわかってる、というのがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してくださいね。

A: うん。

・・・(以下省略)

## 3. ラポール

C: A さんのことをもっと教えてください。A さんは、どんな食べものが好き?

A: パン。

C: パン、どんなパンが好きですか?

A: クリーム。

C: クリーム、いいね。ほかにもありますか。

A: おつゆ。

C: おつゆか、おつゆのこともっと話して

A: おつゆ。

・・・(以下省略)

C: はい、よくわかりました。どうもありがとうございます。こんなふうにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにいっぱい話してください。

4. 出来事を思い出して話す練習：

C：では、前のことを思い出して話す練習をします。Aさん、今日、朝起きてからここに来るまでのこと、最初から最後まで全部話してください。

A：・・・

C：朝起きてから、ここに来るまでにあったこと、どんなことでもいいですよ。

A：・・・

C：朝、起きたでしょう。

A：うん。

C：それからどうした？

A：ごはん

C：ごはん。うん、それでどうした？

A：D先生。

C：D先生？

A：うん、話す。

・・・(以下省略)

C：うん、よくわかりました。どうもありがとうございます。こんなふうにとくさん話してくれるとよくわかります。今のようにとくさんお話してください。

5. 本題への移行

C：Aさん、今日は何をお話しに来ましたか？

A：・・・

C：B先生に何かお話しした、と聞きました。何かありましたか。

A：・・・

C：どんなことでも、あったことを全部話してね。

A：うん。

C：何かあった？

A：たたいた。

C：そうか。誰が、たたいた？（「問題となる行為」が被面接者の口から出てきたならば、まず主語を押さえ、それからオープン質問で話してもらいます）

A：X先生

C：そう。X先生が、たたいた。それから、何があった。

A：たたいた。  
C：そうか。たたいた。それで。  
A：のっかった。  
C：うん。誰が、のっかった？  
A：X先生  
C：うん。それで。  
A：ようふく（両手で上に上げる動作）  
C：うん。  
A：ずぼん，とられた。  
C：うん。それからどうなった。  
・・・（以下省略）

Cは出来事の情報収集を行い、出来事の場所、時間を確認した。場所については報告を得た。日付・時間については、Aは「わかんない」と答えたが、その場所の使用状況から日程を絞る事ができた。

Cは詳細につきWH質問やクローズド質問を行ったが、応答はすべて「うん」かオウム返しであり、クローズド質問に対する応答の信用性は高いとはいえなかった。

C：たたいた，と言ったけれど，どっちの手だった？  
A：どっちの手  
C：うん。右手，左手，覚えてない？  
A：覚えてない  
C：右手，だったかな？  
A：うん  
C：左手，だったかな？  
A：うん

市では、最初に得られたAの自発的な報告にもとづき、Xに対して面接を行った。その結果、Xは最初是否認したものの、録音の書き起こしを示したところ認め、示談となった。Xは最終的には退職した。

その後の経過は、以下の通りである。

- A は別の施設に移ったが、〇〇園では、事態を重く見て、外部の NPO 団体を招き徹底した研修を定期的実施することとした。また、倫理委員会を作り、小さな事案についても委員会に報告し、こまめに対応することとした。
- A は別の施設に移った後も中年男性を見ると身体がこわばり過呼吸になることがあった。そのため市では被害者対策に取り組む NPO を紹介し、A は 2 年間にわたりプレイセラピーを受けた。その後症状は徐々に緩和した。
- 市は、〇〇園のみならず、他の施設においてもこういった事態が起きないように、権利擁護の研修の機会を増やし、ヒヤリハットを受け付ける窓口を開設した。

#### 参考文献

- アルドリッジ・ウッド（著）仲真紀子（編訳）（2004）．子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド．北大路書房．
- 英国内務省・保健省（編）仲真紀子・田中周子（訳）（2007）．子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン．誠信書房
- ブル,R.他（著）仲真紀子（監訳）（2010）．犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から．有斐閣．
- ボーグ, W.・フラゴア, R.・アービン, D.L.・ブロードリック R.・ケリー, D.M.（著）藤川洋子・小沢真嗣（訳）（2003）．子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術．日本評論社．
- セーデルボリ, A-C., グンペルト, C. H., アバド, G. L.（著）仲真紀子・山本恒雄（監訳）リンデル佐藤良子（訳）（2014）．知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック：犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聞く技術．明石書店．
- Fisher, R. P., & Geiselman, R. E.（1992）．Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield: Charles Thomas.
- Fulcher, G.（2004）．Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) -- A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation. *Psychiatry, Psychology and Law*, 11(1), 79-86.
- 浜井浩一（2011）実証的刑事政策論：真に有効な犯罪対策へ．岩波書店．

- 羽瀨由子・赤嶺亜紀・安田裕子・田中亜希子・仲真紀子（企画）法と心理学会題17回大会  
ワークショップ 多専門・田職種連携による司法面接の展開—通達からの1年を振り返り、今後の展開を考える—。法と心理, 17(1), 51-53.\*
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., & Lamb, M. E., Orbach (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- Home Office (2000). Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children. Home Office Communication Directorate.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会（編）（2005）. 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- 子安増生・仲真紀子（編著）（2013）. 心が育つ環境をつくる. 新曜社.
- Lamb, E., Lindsay, C. M., Hershkowitz, I., & La Rooy, D. (2015). Children and the law. In Lerner, R. H. (Ed.), (2015). *Handbook of Child Psychology and Developmental Science*. Wiley. pp. 464-511.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Lamb, E., M., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W., (2008). Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses. Chichester: Wiley & Sons.

Lamb, M. E., La Rooy, D. J. Mally, L. C., & Katz, C. (Eds.) Children's Testimony: A Handbook of Psychological Research and Forensic Practice, Second Edition. John Wiley & Sons.

Ministry of Justice, U.K. (2011). Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on interviewing victims and witnesses, and guidance on using special measures.

[https://www.cps.gov.uk/publications/docs/best\\_evidence\\_in\\_criminal\\_proceedings.pdf](https://www.cps.gov.uk/publications/docs/best_evidence_in_criminal_proceedings.pdf)

ミルン, R.・ブル, R. 著. 原聡(編訳)(2003). 取調べの心理学-事実聴取のための捜査面接法. 北大路書房.

仲真紀子 (2017). 指定討論 2: 司法面接研修実施者の立場から. 羽瀧由子・赤嶺亜紀・安田裕子・田中晶子・仲真紀子 (企画) 多専門・多職種連携による司法面接の展開-通達からの1年を振り返り, 今後の展開を考える. 法と心理, 1, 51-53.

仲真紀子 (2017). 刑事司法と心理学-心理学的知見の予防的使用と司法面接-. 罪と罰, 54(4) (通巻 216 号), 10-21.

仲真紀子 (2017). 「子ども時代の逆境体験 (ACEs)」と貧困-逆境体験から子どもを救う目と耳と心. 学術の動向, 22(10), 39-43.

仲真紀子 (2017). 司法面接の四つの特徴と応用: 自由報告, 構造, 録音録画, 多機関連携. 刑政, 128, 11, 50-60.

仲真紀子 (2017). 子どもを支えながらどのように話を聴き取るか: 司法面接, 臨床心理学, 17 (6) (通巻 102), 773-775.

仲真紀子 (2016). 司法面接の展開: 多機関連携への道程. 法と心理, 16(1), 24-30.\*

仲真紀子 (2016). 供述分析としての鑑定. 橋本和明 (編) 心理鑑定の技術. 金剛出版. Pp. 205-226.

仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接: 考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣.

仲真紀子 (2016). 記憶. 発達心理学ハンドブック. 福村出版.

Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In D. Walsh, G. E. Oxburgh, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.) International developments and practices in investigative interviewing and interrogation, Volume 1: Victims and witnesses. 43-57. U.K.: Routledge.

仲真紀子 (2015). 司法面接の背景と展開. 研修, 802, 3-14.

- Naka, M. (2014). A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) *Investigative Interviewing*. New York: Springer. Pp. 103-122.
- 仲真紀子 (2014) 司法・福祉における被面接者への面接—司法面接と多職種連携—. 子安・仲 (編) *心が育つ環境をつくる*. 新曜社. Pp. 129-144.
- 仲真紀子 (2014). 子どもの証言と心理学鑑定. (安西ほか編). *岩波講座コミュニケーションの科学* 第5巻. 岩波書店.
- 仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本発達心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) *発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動*. 新曜社 pp. 284-296.
- 仲真紀子 (2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. *心理学研究*, 83, 303-313.
- 仲真紀子 (2011). *法と倫理の心理学 - 心理学の知識を裁判に活かす: 目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言*. 培風館.
- 仲真紀子. (2011). *NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト*, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子 (2010). 発達障害をもつ人の記憶と面接. 浜井・村井 (編著) *発達障害と司法: 非行少年の処遇を中心に* (龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第11巻) 現代人文社.
- 仲真紀子 (2010). 子どもによるポジティブ, ネガティブな気持ちの表現: 安全, 非安全な状況にかかわる感情語の使用. *発達心理学研究*, 21, 365-374.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接: 事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. *ケース研究*, 299, 3-34.
- 仲真紀子 (2005). 子どもは出来事をどのように記憶し想起するか. 内田伸子 (編) *心理学 - こころの不思議を解き明かす*. 光生館. Pp. 131-159.
- 仲真紀子・上宮愛 (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因. *心理学評論*, 48, 343-361.
- 仲真紀子 (2001). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. *法と心理*, 1, 80-92.
- Niederberger, J. M. (2002). The perpetrator's strategy as a crucial variable: a representative study of sexual abuse of girls and its sequelae in Switzerland. *Child Abuse and Neglect*, 26, 55-71.
- 越智啓太 (1998). 目撃者に対するインタビュー手法-認知インタビュー研究の動向-. *犯罪心理学研究*, 36, 49-66.



Shepherd, E. (2007). Investigative interviewing: The conversation management approach. Oxford University Press: New York.

## 付録 1：被害が疑われる場合の面接手続き

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《被害》障がい・高齢者・児童生徒  
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

【録画開始】

### 【導入】

1. 挨拶・説明：今日は \_\_\_\_年\_\_月\_\_日、時刻は\_\_時\_\_分です。

私は ○○○○さん(被面接者氏名)に、 \_\_\_\_\_(場所) で面接をします。

《 被面接者入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて(くださり)、どうもありがとう(ございます)。

《 席に案内し、座ってもらう 》

私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

《 筆記役がいれば 》こちらは \_\_\_\_\_ さん(筆記役)です。お話をすることをノートに書いてもらいます。

《 通訳・仲介者がいれば 》こちらは \_\_\_\_\_ さん(通訳、仲介者)です。○○さんの言葉で話してもらいます。

この会話は録画(録音)します(機材説明)。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。

どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもあります。

別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞けているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。

あとで、私がちゃんと聞けているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 約束事：面接を始める前にお約束があります。(※は練習課題)

①本当：今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

\*では練習してみましょう。《 + お話を聴くときはいつも行っているものです。協力をお願いします。》

本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当は黒)

[正しく「本当でない」「違う」と言ったならば]そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では、○○さんが今、座っているとよ言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当に座っている)

[正しく「本当」「そう」と言ったならば]そうですね。○○さんは座っているので本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

\*では練習してみましょう。

「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、○○さんは何と答えますか。

[ 正しく「知らない」と言ったら ]

[ 「ポチ」等と推測を言ったら ]

そうですね。  
知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。

○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。  
知らない時は知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

\*では練習してみましょう。

私が○○さんは(異なる年齢、名前、等)ですねと言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば]そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」(または「違ってる」など)と教えてください。

⑤その場にいらない：私はその場にいなかったので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール：○○さんのことをもっと知りたいので聞きますね。○○さんは何をするのが(お)好きですか。

[ 話してもらったならば ] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

4. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。

今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

#### 【本題】

5. 本題への移行：それでは、こんどは〇〇さんがどうしてここ(保護されている機関、面接を行う場所)にいるか(来たか)話してください。/(あるいは)今日は何をお話しにきましたか。

[出てこなければ、次のように言う]

① 〇〇さんが / \_\_\_\_\_ (いつ) / \_\_\_\_\_ (場所) で、 / \_\_\_\_\_ (通告した人) に、 / 話をしたと聞いています。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

② 〇〇さんの \_\_\_\_\_ (体の場所) にケガ(傷、あざ、跡等)があります(あと聞きました)。そのケガ(傷、あざ、跡等)ができたときのことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

6. 出来事の分割《「～するから」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき(または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき)のことを話してください。

7. 自由報告：オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき A と言っていたけれど、そのことを(について)もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(被面接者の言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：ふん、ふん

8. ブレイク

① たくさん話してくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》

② 待っててくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。それではあといくつか質問します。

9. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》

10. 確認：(誘導・暗示となる可能性があるので、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う)

- ① 会話(脅し、脅迫、甘言等)：その人は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：他に誰かいましたか。
- ③ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。/その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④ 疑い(主語を含めない)：[疑われる事柄]されたことはありますか。/誰かが[疑われる事柄]しましたか。  
《「はい」ならば「誰が～した?」と主語を求め、「では[主語]が～したときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部はなしてください」と自由報告を求める》

#### 【終結】

11. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。

- ① 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。
- ② 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ 質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。
- ④ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。  
《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「〇〇さんはどうなるとよいと思いますか」などと意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、〇〇さんの考えを話してもらったので、それを考えにいて、一番よい方法を考えていきたいと思っています」などと述べる。》

《被面接者退出》

12. (配置図や身体図などがあれば、電源を切る前に、カメラに示す)

今は\_\_\_\_時\_\_\_\_分です。これで面接を終わります。

【録画終了】

---

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。

プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> よりダウンロードできる

## 付録 2：目撃が疑われる場合の面接手続き

NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《目撃》障がい・高齢者・児童生徒  
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

【録画開始】

《 視力、聴覚、その他目撃に関連する能力を確認しておきます 》

### 【導入】

1. 挨拶・説明：今日は \_\_\_\_年\_\_月\_\_日で、時刻は\_\_時\_\_分です。

私は ○○○○さん（被面接者氏名）に、 \_\_\_\_\_（場所）で面接をします。

《 被面接者入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

《 席に案内し、座ってもらう 》

私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

《 筆記役がいれば 》こちらは \_\_\_\_\_ さん（筆記役）です。お話することをノートに書いてもらいます。

《 通訳・仲介者がいれば 》こちらは \_\_\_\_\_ さん（通訳、仲介者）です。○○さんの言葉で話してもらいます。

この会話は録画（録音）します（機材説明）。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。

どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもあります。

別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。

あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 約束事：面接を始める前にお約束があります。（\*は練習課題）

① 本当：今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当は黒）

[正しく「本当でない」「違う」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では、○○さんが今、座っているとよ言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当に座っている）

[正しく「本当」「そう」と言ったならば] そうですね。○○さんは座っているので本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

② わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③ 知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

\*では練習してみましょう。

「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、○○さんは何と答えますか。

[ 正しく「知らない」と言ったら ]	[ 「ポチ」等と推測を言ったら ]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

④ 間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

\*では練習してみましょう。

私が○○さんは（異なる年齢、名前、等）ですねと言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」（または「違ってる」など）と教えてください。

⑤ その場にいらない：私はその場にいなかったので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール：○○さんのことをもっと知りたいので聞きますね。○○さんは何をするのが（お）好きですか。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

4. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。  
今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

#### 【本題】

5. 本題への移行：それでは、こんどは〇〇さんがどうしてここ(保護されている機関、面接を行う場所)にいるか(来たか)話してください。/(あるいは)今日は何をお話しにきましたか。

[出てこなければ、次のように言う]

- ① 〇〇さんが / \_\_\_\_\_ (いつ) , / \_\_\_\_\_ (場所) で、 / \_\_\_\_\_ (目撃者が最初に話した人) に、 / 話をしたと聞いています。何があったか話してください。
  - ② 〇〇さんが(被害者)のことで、何か話したと聞きました。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで、全部話してください。
  - ③ (被害者)の \_\_\_\_\_ (体の場所)にケガ(傷、あざ、跡等)があります(あると聞きました)。知っていることがあれば、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。
6. 出来事の分割《「～するから」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき(または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき)のことを話してください。

7. 自由報告：オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき Aと言っていたけれど、そのことを(について)もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(被面接者の言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：ふん、ふん

8. ブレイク

① たくさん話してくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》

② 待っててくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。それではあといくつか質問します。

9. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》

10. 確認：(誘導・暗示となる可能性があるので、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う)

- ① 会話(脅し、脅迫、甘言、抵抗、同意等)：〇〇さんは何か言いましたか。(被害者)は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：他に誰かいましたか。
- ③ 目撃状況1：そのとき、〇〇さんは、どこにいましたか。
- ④ 目撃状況2：その前(出来事の前)、〇〇さんは、何をしていましたか。
- ⑤ 目撃状況3：その後(出来事後)、〇〇さんは、何をしましたか。
- ⑥ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。/その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ⑦ 疑い(主語を含めない)：[被害者は]疑われる事柄)されましたか。/誰かが[被害者に]疑われる事柄)しましたか。《「はい」ならば「誰が～した?」と主語を求め、「では[主語]が～したときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部はなしてください」と自由報告を求める》

#### 【終結】

11. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。

- ① 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。
- ② 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。

③ 質問：○○さんからは、何か質問はありますか。

④ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「○○さんはどうなるとよいと思いますか」などと意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、○○さんの考えを話してもらったので、それを考えにいれて、一番よい方法を考えていきたいと思います」などと述べる。》

《 被面接者退出 》

12. (配置図や身体図などがあれば、電源を切る前に、カメラに示す)

今は\_\_時\_\_分です。これで面接を終わります。

[録画終了]

---

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。

プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> よりダウンロードできる

### 付録3：加害・違反が疑われる場合の面接手続き

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《加害・違反》障がい・高齢者・児童生徒  
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

[録画開始]

#### 【導入】

1. 挨拶・説明：今日は \_\_\_\_年\_\_月\_\_日で、時刻は\_\_時\_\_分です。

私は ○○○○さん(被面接者氏名)に、 \_\_\_\_\_ (場所) で面接をします。

#### 《被面接者入室》

- こんにちは。今日はお話に来てくれて(くださり)、どうもありがとう(ございます)。  
《 席に案内し、座ってもらう 》
- 私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。  
《 同席者について、氏名と役割を紹介する。例えば以下のように行う 》
- こちらは \_\_\_\_\_ さん(立会人)です。私の質問がちゃんと○○さんに伝わるか、○○さんの言いたいことが私に伝わるか、話を聞いてもらいます。
- 今日はお母さん(お父さん、第二の立会人)にも来てもらいました。私の言ったことが○○さんにちゃんと伝わるか、○○さんの言いたいことが私に伝わるか、話を聞いてもらいます。
- この会話は録画(録音)します(機材説明)。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。
- 別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見て来ています。あとで、私がかちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 面接の目的：(被疑事実の一部)のことを聞きました。今日は、このことについてお話を聞きます。

#### 3. 話す人の権利：

- 面接は( )分くらいかかります。もしも疲れたら「休憩」と言ってください。すぐに休憩を取ります。  
[1時間を越えないように配慮する]
- もしも面接を途中でやめなくなったら、やめることもできます。
- もしも面接の途中でお母さん(お父さん、適切な大人)と相談したくなったら、そうすることもできます。そのときは、私は外で待っています。
- ○○さん、もしも話したくなければ話さなくても構いません。でも、何があったのか公平に理解したいので、できればあったことを、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

【必要な場合：○○さんが話したことは、警察の人にお話しすることもあります。その場合、○○さんが話したことは、「○○さんにとって不利な証拠」(○○さんにとってマイナスの内容)として使われるかもしれません。でも、何があったか話してくれば、これからどうすればよいか、どうしたら○○さんも他の人も、安心して暮らせるか、よい方法を考えることができます。ですから、何かがあったならば、あったことを最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。】

今まで(お)話したこと、わかりましたか(ご理解いただけましたか)。

[理解できていないようであれば、再度ゆっくり繰り返す。立会人の協力を得てもよい]

お話できそうですか。

[「はい」ならば、次に進む。「いいえ」ならば14に進む。]

#### 4. 約束事：お話を始める前にお願いがあります。(※は練習課題)

①本当：本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

\*[必要に応じて]では、練習してみましょう。



\*本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当は黒)  
 \* [正しく「本当でない」「違う」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。  
 \* 本当：では、〇〇さんが今、座っているとよ言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当に座っている)  
 \* [正しく「本当」「そう」などと言ったならば] そうですね。〇〇さんは座っているので本当ですね。  
 〇〇さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

- ② わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。  
 ③ 知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

\* [必要に応じて]では練習してみましょう。

\* 「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、〇〇さんは何と答えますか。

* [正しく「知らない」と言ったら]	* [「ボチ」等と推測を言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	〇〇さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。知らない時は知らないと言ってください。

- ④ 間違い：もしも私が間違っただけを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

\* [必要に応じて]では練習してみましょう。

\* 私が〇〇さんは(異なる年齢、名前、等)ですとねと言ったら、〇〇さんは何と言いますか。

\* [正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」(または「違ってる」など)と教えてください。

- ⑤ その場にはいない：私はその場にはいなかったもので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

5. ラポール：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。〇〇さんは何をするのが(お)好きですか。  
 [話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

6. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。  
 今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

#### 【本題】

7. 本題への移行：何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部、話してください。

[出てこなければ、次のように言う]

① \_\_\_\_\_ (いつ) / \_\_\_\_\_ (場所) で、 / \_\_\_\_\_ (〜のときに) / あったことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

② (被害者) の \_\_\_\_\_ (体の場所) に ケガ (傷、あざ、跡等) があります (あると聞きました)。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

③ (被害者) から (被疑事実の一部) のことを聞きました / 〇〇さんが (被疑事実の一部) したのを見た、という人がいます。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

④ 〇〇さんは (被害事実の一部) をしたことはありますか。

《「はい」ならば》では、そのときのことを最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

《「いいえ」ならば》では、〇〇さんは (被疑事実があったとされるとき) どこにいましたか。[応答を得ても得られなくても]では、その日何があったか、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

8. 出来事の分割《「～する」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき(または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき)のことを話してください。

9. 自由報告：オープン質問

① 誘いかけ：何があったか全部話してください。

- ② 時間分割：A してから B までのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき Aと言っていたけれど、そのことを（について）もっと話してください。
- ④ それから質問：それから？そして？あとは？
- ⑤ エコーイング：(被面接者の言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：ふん、ふん

#### 8. ブレイク

- ① たくさん話してくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》

- ② 待っててくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。それではあといくつか質問します。

#### 10. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》

#### 11. 確認：（誘導・暗示となる可能性があるため、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う）

- ① 会話（脅し、脅迫、甘言、抵抗、同意等）：〇〇さんは何か言いましたか。（被害者）は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：その場に他に誰かいましたか。
- ③ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④ 矛盾へのチャレンジ1：〇〇さんは（被面接者の報告）と言いましたが、私は（矛盾する事実：証拠）と聞いています。そのため、よくわからなくなりました。そのときのことを、もう一度説明してください。
- ⑤ 矛盾へのチャレンジ2：〇〇さんは（矛盾する事実：証拠）しましたか。（「はい」／「いいえ」）そのときのことを、もう一度説明してください。
- ⑥ 話していないことへのチャレンジ2：（被害者）は〇〇さんが（被疑者が述べていない被疑事実の一部）したと言いました。〇〇さんは（被疑者が述べていない被疑事実の一部）しましたか。（「はい」ならば）そのときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

#### 【終結】

#### 12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

- ① 経緯1：〇〇さんがどうしてそのようなことをするようになったか、話してください。。
- ② 経緯2：〇〇さんは、同じような事を、他の人にしましたか。
- ③ 経緯3：誰かが〇〇さんに、同じような事をしたことはありますか。
- ④ 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。
- ⑤ 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ⑥ 質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。
- ⑦ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「〇〇さんはどうなるとよいと思いますか」と意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、〇〇さんの考えを話してもらったので、それを考えにいられて、一番よい方法を考えていきたいと思います」などと述べる。》

《被面接者退出》

#### 13. (配置図や身体図などがあれば、電源を切る前に、カメラに示す)

今は\_\_時\_\_分です。これで面接を終わります。

#### 14. [3の「お話できそうですか」が「いいえ」であれば、必要に応じて次のように言う]

- さっき言ったように、〇〇さんは、話さないこともできます。でも、これから大事なことを言いますから、よく聞いてください。もしも（暴力をふるう／ものを取る／性的なことを強いる等）という人がいたら、その人には助けが必要です。話してくれない人は、そのようなことを繰り返し、皆が安全に暮らせなくなることもあります。もし

も〇〇さんが何かをしたのなら、どんなことでも全部、話してください。そして、何ができそうか、一緒に考えさせてください。いいですか？

- (被害者)は、〇〇さんのことを話しました。今度は、〇〇さんが話すチャンスです。どんなことでも、あったことを全部、話してください。
- これはとっても大事なことですから、何分か考えてみてください。私に話すのではなく、紙に書いてもいいですよ。

[「わかりました」「話します」などと言ったならば、4.約束事に進む]

[ 被面接者が被疑事実につきすぐに話し始めたら「では、何があったか、最初から最後まで、どんなことでも全部、話してください。」と告げ、本題に進む ]

[録画終了]

---

本手続きはHershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.のAppendix, ならびにLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.. より作成したものである。にもとづいて作成したものである。

# 自治体コース演習 資料

# 障害者虐待防止研修 自治体職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習



山本係長 課長 石井係員  
東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 自治体職員コース  
養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習です。  
3時間を予定しています。

養護者虐待の通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの通報受理後の対応をどうするか考えてください。

はじめに、グループ毎に自己紹介をしてください。

## 1. 相談、通報及び届出の受付

(個人ワーク)  
養護者虐待の疑いで通報電話がかかってくる。  
動画1を見ながら、通報内容のメモを作成してください。  
動画視聴後、メモを参考にしながら「相談・通報・届出受付票」を作成していただきます。

(手引きP.43)



## 2. 「相談・通報・届出受付票」の作成

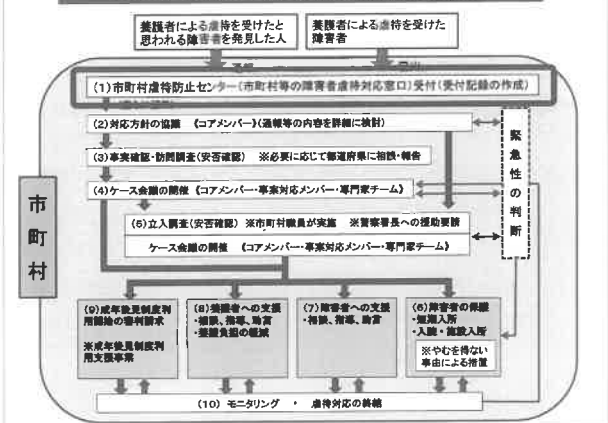
(個人ワーク)  
通報を受理した職員の立場で、各自作成した通報記録のメモから、「相談・通報・届出受付票」を作成してください。

(手引き・P.45)

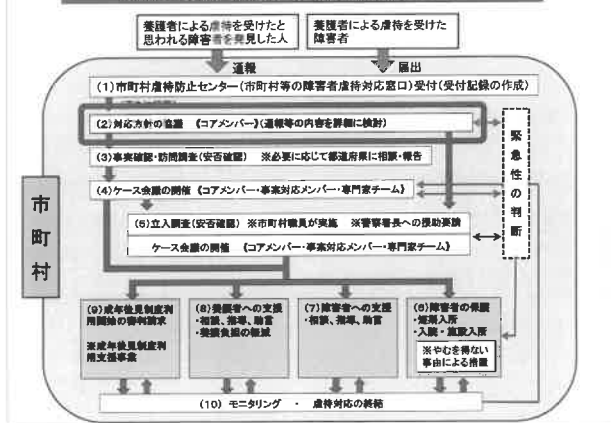
## 3. 対応方針の協議

「相談・通報・届出受付票」をもとに、初動の対応方針を決める打合せを行います。  
動画をご覧ください。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.42)



養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.42)





### 3. 対応方針の協議

#### (グループ演習)

課長であるあなたは、通報を受理した職員から「相談・通報・届出受付票」の提出と報告を受けました。あなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の協議には、あなた(課長)と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

あなたは、通報内容から緊急性をどう判断しますか。手引きP.49「緊急性が高いと判断できる状況例」から判断してください。

次に、緊急性の判断に基づいて障害者虐待防止センター担当の職員に誰に何をすることを対応方針として指示しますか。また、いつまでに行なうよう指示しますか。グループで話し合ってください。

(手引き・P.48)

#### (判断の例)

通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足している。緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員で、晴美の母・京子を訪問する前に、就労継続支援B型事業所、計画相談支援の担当相談支援専門員、祖母の希美、父親の正雄から状況について話しをきいてくることを指示した。

### 4. 事実確認、訪問調査

(グループ演習:晴美さんの母親・京子さんへの聞き取り内容の整理)  
聞き取り記録1・2・3・4配布

山本係長と石井係員は、就労継続支援B型事業所みなみに行き、管理者の新井真一さんから晴美さんと家族のことについて聞き取りをしました。

また、計画相談の担当相談支援専門員・菊池恵子さんからも話を聞きました。その結果が、就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん(聞き取り記録1)と相談支援専門員・菊池恵子さん(聞き取り記録2)からの聞き取り記録ですので読んでください。

また、近所に住んでいる晴美さんの祖母松原希美さん(聞き取り記録3)、京子さんの夫の正雄さん(聞き取り記録4)からも聞き取りした記録がありますので、読んでください。

この後、山本係長と石井係員は、晴美さんの自宅に行き、晴美さんの母親の京子さんから聞き取りをすることになりました。京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

(手引き・P.51)

(演習3:母親への聞き取り内容の整理例)

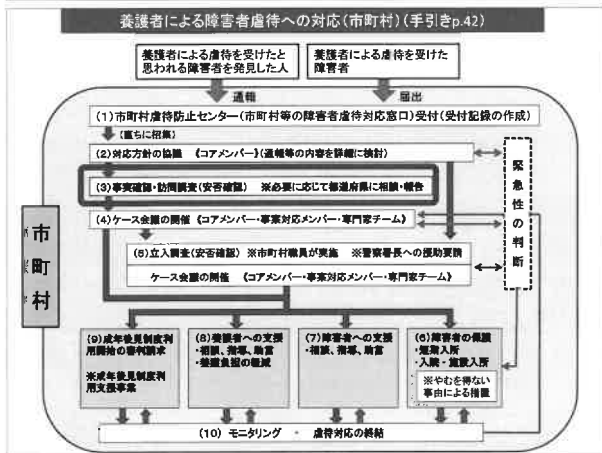
### 5. 訪問調査を行う際の留意点

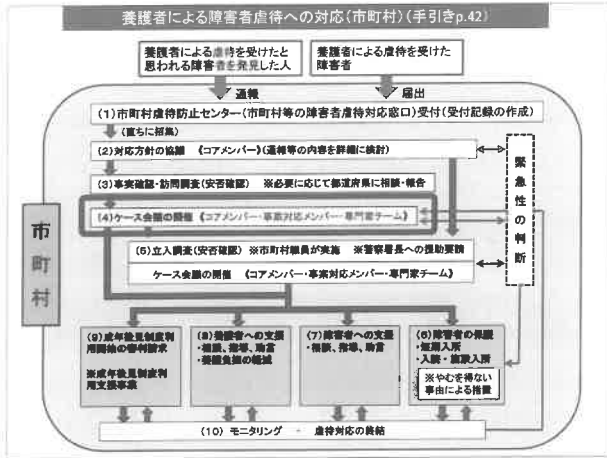
#### (グループ演習4:母親への訪問理由の説明)

山本係長と石井係員は、自宅を訪問した理由を京子さんが拒否的にならないように説明する必要があります。どのように説明したら、どのような反応が返ってきそうか想定しながら、説明の仕方を考えてください。

(手引き・P.53)

(グループ演習4:母親への訪問理由の説明例)





## 6. ケース会議の開催

(演習5: 支援方針の決定)

晴美さんの母親の京子さんの聞き取り記録を作成しました(聞き取り記録5)。  
就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん、計画相談の担当相談支援専門員の菊池恵子さん、晴美さんの祖母の松原希美さん、晴美さんの父親の正雄さんからの聞き取り記録に加えて、京子さんが診断を受けている適応障害の情報を整理しました(資料1)。これらを元に、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(手引き・P.66)を作成しました。

課長は、虐待の緊急性は高くないと判断した上で、山本係長、石井係員を集めて対応方針を検討することにしました。

これらの記録から、今回の事案に関する家族の「(資料2)ジェノグラム・エコマップ」、「(資料3)生活史年表」を作成しました。これまでの記録も含め、岡田京子さんが晴美さんを叩こうとした背景を分析してください。

また、分析を元に養護者である京子さんに対して、どのような支援を行うか検討してください。その際、晴美さん、正雄さん、希美さん、就労継続支援B型事業所みなみ、計画相談担当の相談支援専門員への対応方針も検討してください。

(手引き・P.56)

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 タイムテーブル

内容	時間
<p>障害者虐待防止研修 自治体職員コース</p> <p>養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習です。</p> <p>3時間を予定しています。</p> <p>養護者虐待の通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの通報受理後の対応をどうするか考えてください。</p> <p>はじめに、グループ毎に自己紹介をしてください。</p>	5分
<p>1. 相談、通報及び届出の受付 (個人ワーク)</p> <p>養護者虐待の疑いで通報電話がかかってきます。</p> <p>動画1を見ながら、通報内容のメモを作成してください。</p> <p>動画視聴後、メモを参考にしながら「相談・通報・届出受付票」を作成していただきます。</p>	30秒
<p>動画視聴</p>	3分30秒
<p>2. 「相談・通報・届出受付票」の作成 (個人ワーク)</p> <p>通報を受理した職員の立場で、各自作成した通報記録のメモから、「相談・通報・届出受付票」を作成してください。</p>	10分
<p>個人ワークの発表</p>	10分
<p>3. 対応方針の協議</p> <p>「相談・通報・届出受付票」をもとに、初動の対応方針を決める打合せを行います。</p> <p>動画をご覧ください。</p>	30秒
<p>動画視聴</p>	30秒
<p>3. 対応方針の協議 (グループ演習)</p> <p>課長であるあなたは、通報を受理した職員から「相談・通報・届出受付票」の提出と報告を受けました。あなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の協議には、あなた（課長）と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。</p> <p>あなたは、通報内容から緊急性をどう判断しますか。手引きP.49「緊急性が高いと判断できる状況例」から判断してください。</p> <p>次に、緊急性の判断に基づいて障害者虐待防止センター担当の職員の誰に何をすることを対応方針として指示しますか。また、いつまでに行なうよう指示しますか。</p> <p>グループで話し合ってください。</p>	10分
<p>グループワークの発表</p>	10分



養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 タイムテーブル

<p>4. 事実確認、訪問調査                  (グループ演習：晴美さんの母親・京子さんへの聞き取り内容の整理)                  聞き取り記録1・2・3・4配布                  山本係長と石井係員は、就労継続支援B型事業所みなみに行き、管理者の新井真一さんから晴美さんと家族のことについて聞き取りをしました。                  また、計画相談の担当相談支援専門員・菊池恵子さんからも話を聞きました。                  その結果が、就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん(聞き取り記録1)と相談支援専門員・菊池恵子さん(聞き取り記録2)からの聞き取り記録ですので読んでください。                  また、近所に住んでいる晴美さんの祖母松原希美さん(聞き取り記録3)、京子さんの夫の正雄さん(聞き取り記録4)からも聞き取りした記録がありますので、読んでください。                  この後、山本係長と石井係員は、晴美さんの自宅に行き、晴美さんの母親の京子さんから聞き取りをすることになりました。京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。</p>	20分
<p>グループワークの発表</p>	10分
<p>5. 訪問調査を行う際の留意点                  (グループ演習4：母親への訪問理由の説明)                  山本係長と石井係員は、自宅を訪問した理由を京子さんが拒否的にならないように説明する必要があります。どのように説明したら、どのような反応が返ってきそうか想定しながら、説明の仕方を考えてください。</p>	10分
<p>グループワークの発表</p>	10分
<p>休憩</p>	10分
<p>6. ケース会議の開催                  (演習5：支援方針の決定)                  晴美さんの母親の京子さんの聞き取り記録を作成しました(聞き取り記録5)。                  就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん、計画相談の担当相談支援専門員の菊池恵子さん、晴美さんの祖母の松原希美さん、晴美さんの父親の正雄さんからの聞き取り記録に加えて、京子さんが診断を受けている適用障害の情報を整理しました。これらを元に、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(手引き・P.66)を作成しました。                  課長は、虐待の緊急性は高くないと判断した上で、山本係長、石井係員を集めて対応方針を検討することにしました。                  これらの記録から、今回の事案に関係する家族の「(資料2)ジェノグラム・エコマップ」、「(資料3)生活史年表」を作成しました。これまでの記録も含め、岡田京子さんが晴美さんを叩こうとした背景を分析してください。                  また、分析を元に養護者である京子さんに対して、どのような支援を行うか検討してください。その際、晴美さん、正雄さん、希美さん、就労継続支援B型事業所みなみ、計画相談担当の相談支援専門員への対応方針も検討してください。</p>	50分
<p>グループワークの発表</p>	20分

## ワークシート1 相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	住所または所属機関名	電話番号	
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

### 【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異					
	電話：	その他連絡先：			(続柄： )	
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ( ) <input type="checkbox"/> 施設 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 ( ) <input type="checkbox"/> 申請中 ( 月 日 ) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 申請予定					
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明				
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 相談支援事業所				
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 ( ) <input type="checkbox"/> 知的障害 ( ) <input type="checkbox"/> 精神障害 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級： ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 その他特記事項：					
経済状況	生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明					

### 【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

### 【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

### 【養護者の状況】

氏名		年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 親 ( ) <input type="checkbox"/> きょうだい ( )		
	<input type="checkbox"/> 子 ( ) <input type="checkbox"/> 子の配偶者 ( )		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
連絡先	電話番号	職業	
	その他特記事項		

### 【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容を記載)
情報源	相談者 (通報・届出者) は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 ( ) から聞いた

### 【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名： ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容： ) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他( ) 備考( )
---

社団法人日本社会福祉士会作成 高齢者虐待対応帳票Ver IIを元に作成

(資料1) 適応障害について  
 適応障害(てきおうしょうがい)

日常生活の中で、何かのストレスが原因となって心身のバランスが崩れて社会生活に支障が生じたもの。原因が明確でそれに対して過剰な反応が起こった状態をいう。

日常生活の中で起こった出来事や環境に対してうまく対処できず、心身に様々な症状が現れて社会生活に支障をきたす状態をいいます。ストレスの原因が明確であることが定義上重要となります。

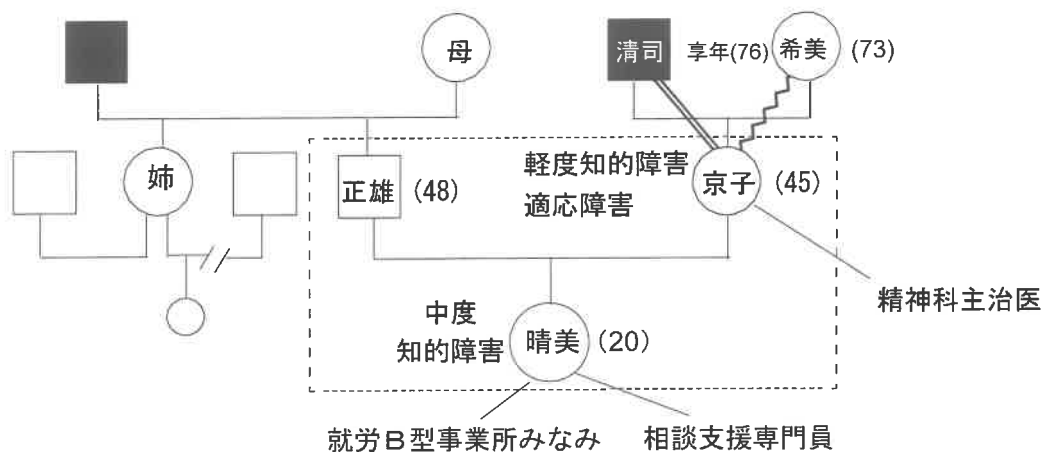
症状はゆううつな気分、不安感、頭痛、不眠など、人によって様々ですが、仕事や学業などを続けたり、対人関係や社会生活を続けることに問題のある状態となります。これらは一般的には正常な人にも現れる症状ですが、適応障害の場合はそれを越えた過敏な状態となります。

治療にはまず原因となっているストレスを軽減し、心理的に回復させることが必要です。また、場合によっては薬物療法が必要なこともあります。

(出典:厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/heart/yk-041.html>(2023年3月15日取得)

(資料2) ジェノグラム・エコマップ



(資料3) 生活史年表

年齢	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
性別	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
出生地	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
居住地	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
学歴	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
職歴																				
家族構成	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身	単身
その他																				

(聞き取り記録 1) 就労継続支援B型事業所みなみ管理者・新井真一さんからの聞き取り

岡田晴美さんは、20歳で知的障害がある。職員の指示は概ね理解しているが、単語を話すぐらいで、言葉による細かい内容のコミュニケーションはできないので、晴美さんからの聞き取りは難しいのではないかと。

家族は、専業主婦の母・京子さん(45歳)、会社勤めの父・正雄さん(48歳)の3人暮らし。晴美さんは、小学校の途中までは通常学級に在籍していたが、中学年から特別支援学級に移り、地元中学校の特別支援学級を卒業後、特別支援学校高等部に入学、卒業後は就労移行支援を利用したが、利用期間終了後、現在のB型事業所みなみに通っている。

1ヶ月前からB型事業所の作業内容が変更となった。その頃から通所をしづらくなった。家での生活が不規則になり、母・京子さんが通所させようとするとうるさく抵抗するようになったため、朝の通所の迎えに、B型事業所みなみの職員が、自宅の玄関まで迎えに行くようになった。

近所には、京子さんの母・松原希美さん(73歳)が住んでいる。京子さんの父・清司さんは半年前に亡くなっており、希美さんは一人暮らしをしている。

希美さんが言うには、「母親の京子がいま一つだから、孫がB型事業所に行かない。母親を指導してほしい。」とB型事業所みなみに訴え、晴美さんがB型事業所みなみに通所することを強く望んでいる。

京子さんにも軽度の知的障害があり、時々感情が不安定になることから精神科に通院しているとのこと。診断名は不明だが、安定剤と睡眠導入剤が処方されているらしい。

(聞き取り記録 2) 計画相談担当の相談支援専門員・菊池恵子さんからの聞き取り

アセスメントで、岡田晴美さんの自宅に行くと、洋服が脱ぎ散らかされてそのままになっていたり、カップラーメンの空のカップとお箸がテーブルの上に置かれたままだったり、お菓子の袋が床に落ちていたりして、家の中は片付いていない感じだった。

晴美さんの母の京子さんは、表情が暗く、畳に横になったまま話したりして、体がだるそうな印象だった。

京子さん一家は、半年前まで京子さんの実家の松原家で両親と同居していたが、京子さんの父親の清司さんが亡くなって、もともと京子さんと関係が悪くなった希美さんとの関係がさらに悪化し、実家の近くの今のアパートに家族で引っ越した。

希美さんから離れることができたのは、京子さんにとって良かった面もあるのかもしれないが、希美さんに手伝ってもらっていた家事や晴美さんの世話を、京子さんが一人ですることになり、大変そうだった。

今でも、京子さんは時々希美さんの家に行ってるみたいだ。京子さんとしては、ずっと一緒にいた母親の希美さんに甘えたい気持ちもあるのかもしれない。でも、二人になるとケンカになってしまい、すぐに帰ってきてしまうようだ。

### (聞き取り記録 3) 松原希美さんからの聞き取り記録

岡田京子さんは、松原希美さん(73)と亡くなった清司さんの間に生まれ、ひとりっ子で育った。希美さん、清司さんは田舎の山村で生まれ育った従兄妹同士だった。

希美さんによると、「京子は、軽度の知的障害があり、幼児期には専門病院に通っていた。小学校入学に合わせて、家族で別の街に引っ越した。教育委員会からは特別支援学級を進められたが、中学校卒業まで通常学級で過ごした。学校の成績はよくなく、友達も少なく、中学校のころにはいじめも受けた」とのこと。

また、「京子は中学校を卒業し、専門学校に行くことになったが、専門学校の勉強もついていけなかった」「専門学校を卒業した後は、アルバイトをしたが長くは続かず、半年ぐらいで転々とした」この頃から、希美さんがパート勤めをはじめ、京子さんはアルバイトをしない期間は、家の家事を手伝ったとのこと。そんな折、京子さんが24歳の頃、宗教を通じて正雄さんと出会った。

希美さんも清司さんも、「京子が正雄さんと付き合うことには大反対したが、京子が妊娠したことで結婚を許し、結納から披露宴、入籍の届けまで(希美さんが)すべて取り仕切って行った」「結婚後は、(希美さん清司さんと)同居して、京子の苦手な家事や育児を手伝った」とのこと。

晴美さんが生まれたが、言葉が遅かったため、心配した希美さんが晴美さんを病院に受診させると、知的な遅れがあると言われた。

半年前、家族思いだった清司さんが76歳で病気で他界した。そのことをきっかけに、京子さんは、正雄さん、晴美さんと一緒に家を出て、近所のアパートに引っ越した。

「アパートに引っ越してから、京子は薬も自己管理となり、定期的な服薬が崩れた。そして、晴美が就労継続支援 B 型事業所みなみの通所拒否となった。わたしが手伝わなければ、自分一人では家事も子どもの世話も一人ではできないのに」と、京子さんを責めるように話した。

### (聞き取り記録 4) 岡田正雄さんからの聞き取り記録

「(正雄さんは、)父親を6歳の頃に亡くし、母親と5歳年上の姉との3人家族だった。母親が家計を支えるため働きに出ていたが、経済的には大変な状態だった」とのこと。

「(正雄さんが)中学校を卒業するころ、姉が結婚し子どもが生まれたが、すぐに離婚し、姉が子どもを引き取ったため、姉も母親も働きに出て、(正雄さんが)家に残って3年間は子守をして過ごした」

「(正雄さんが)18歳のときに姉が再婚し、母親と2人でアパートに住み、就職した」「27歳のときに宗教を通じて京子と出会い、結婚したいと思ったが、京子の両親からは反対された」「京子の義母の希美さんは、京子の家事や子育てを手伝ってくれたが、何かと細かいことまで口出しされて、母娘の関係はあまりよくなかった。そのことが原因のひとつだと思うが、京子是不眠になって、40歳の時に精神科から薬をもらって飲むようになった。診断は、適応障害だった。服薬の管理は希美さんがした」

「義父の清司さんはやさしく、京子も頼りにしていた。しかし、半年前に亡くなってしまい、京子と希美さんの仲は、ますます険悪になった。京子が我慢できなくなって、晴美を連れて3人でアパートに引っ越した。しかし、京子はさらに不安定になった。家事が出来なくなり、感情のコントロールが難しくなり、時々パニックを起こすようになった。これまで、希美さんに助けてもらっていた家事や晴美の世話を、一人でやらなくてはならなくなり、大変だったのかもしれない。薬も自己管理となり、定期的な服薬ができなくなった」

「時々、希美さんに会いに実家に行っているようだが、希美さんから家事や晴美のことで小言を言われるので、すぐにケンカになって帰ってきているようだ」

「晴美も1ヶ月前から就労継続支援事業所ほほえみに行きたがらなくなり、生活リズムが不規則になった。京子は、それにもイライラしている」

(聞き取り記録 5)岡田京子さんからの聞き取り

晴美さんの最近の様子を聞くために訪問したと説明。

京子さんによれば、「1 ヶ月ぐらい前から、晴美が B 型事業所に行きたがらなくなり、毎日職員が自宅まで迎えに来てくれているが、行きたがらず家で過ごしている」「晴美が 1 日中家にいるので、家でゆっくり過ごすことができない。体が重く、気持ちも晴れないので、掃除や洗濯、食事作りもおっくうになっている。夫の正雄は、仕事が休みの日は家のこともやってくれるが、仕事のある日は帰りも遅いのでやってもらえない」とのこと。

また、これまでの生活について話しはじめ、「母(希美さん)は、しつげに厳しく、学校の成績にも寛容ではなかった。父清司は厳しい面もあったが、時々(京子さんを)映画に連れて行ってくれたり、家族旅行に出かけたりと、家族思いの人だった」とのこと。

京子さんは「中学校を卒業し、専門学校に行くことになったが、専門学校の勉強もついていけなくて、家と専門学校の往復の生活だった。専門学校を卒業した後は、アルバイトをしたが長くは続かず、半年ぐらいで転々とした」

「(京子さんが)24 歳の頃、宗教を通じて正雄さんと出会った」

希美さんも清司さんも、京子さんが正雄さんと付き合うことには大反対だったが、京子さんが妊娠したことで結婚を許し、結婚後は、希美さん清司さんと同居した。

「(晴美さんが生まれたが、)言葉が遅かったため、心配した母(希美さん)が晴美を病院に受診させると、知的な遅れがあるとされた」

「(希美さんは、京子さんの)子育ての仕方や家事の仕方など、常に口を挟んできた。正雄さんにも、もっとしっかりしろと何かにつけて文句を言っていた」

子育てと家事に対する希美さんからの厳しいしつけにあって、このころから京子さんは「睡眠と感情が不安定になることがあり、40 歳の時に精神科から薬をもらって飲むようになった」とのこと。

そんな折、家族思いだった父親の清司さんが半年前に病気で他界してしまった。そのことをきっかけに、「(希美さんが)うとうとしくなって、半年前に実家を出て、近所のアパートに引っ越した」

しかし、母親の顔が見たくなる時もあり、時々実家に行ったりするが、晴美さんが就労継続支援 B 型事業所みなみの通所拒否となったことで、「親の責任だ」と、希美さんから責められるようになり、京子さんの気持ちはさらに不安定になったとのこと。

最近のことを尋ねると、「先日、就労継続支援事業 B 型事業所みなみの職員・高橋さくらさんが晴美を自宅に迎えに来たときも行きたがらなかった。母から責められたことを思い出してしまい、晴美に腹が立って叩こうとしてしまった。高橋さんが止めてくれたけど」と、京子さんは話した。

晴美さんは、自宅にいて、テレビでビデオを見ていた。話しかけたが、振り向いただけですぐにビデオの方を向いていた。見た様子では、痣やケガはなかった。

